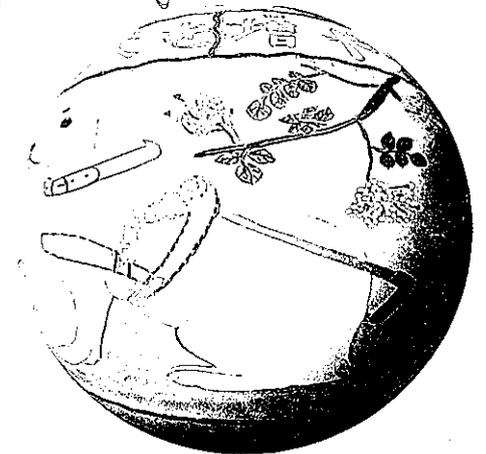


長崎県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル



長崎県

第三章 整備基準

(凡例)

- 1 「整備基準」とは、長崎県福祉のまちづくり条例で定める整備基準であり、「推奨事項」とは、この整備基準を上回る整備内容をハートビル法の誘導基準等を参考にして記載したものです。
- 2 イラストでは、「整備基準」と「推奨事項」等をわかりやすく表現したもので、より望ましい整備事例も含まれており、必ずしも「整備基準」そのものではありません。
- 3 寸法は、原則として「cm」で統一しています。



I 建築物

1 外部出入口

外部出入口 内部出入口 敷地内通路 廊下等 階段 エレベーター 便所 駐車場 更衣室・シャワー等

整備基準

〈解説〉 避難階が複数ある場合は、それぞれの階に基準を満たす出入口が必要である。

直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口のうち、それぞれ1以上の出入口(共同住宅にあっては、共用部分に限る。)は、次に定める構造とすること。

※注：「駐車場へ通ずる出入口」とは、例えば百貨店の地下駐車場がある場合には百貨店部分から当該駐車場部分へ通じる出入口のことであり、建物出入口には該当しないものを指している。

⑦ 幅は、内法を90cm以上とすること。

※注：出入口の幅90cmは車いすで通過しやすい幅員である。

① 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

※注：「車いすが円滑に開閉して通過できる構造」とは、車いす使用者が通過できない構造の回転扉等としないこと、または設置する場合は別の仕様の出入口を併設することを求めている。自動扉を設ける場合は、感知式(例：マット・音波)又は押しボタン式自動ドアが望ましい。

② 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

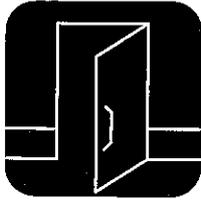
※注：「車いす使用者が通過する際に支障となる段」とは、車いす使用者が楽に通過できる仕様の段(例：高低差が1cm程度以内の丸みを持たせた段)以外のもの。

推奨事項

◎主な出入口の幅は、内法を120cm以上とすること。

※注：「主な出入口」とは、直接地上へ通ずる出口である。
 ※注：出入口の幅120cmは、人が横向きになれば車いすとすれ違える幅員である。

◎幅を120cm以上とする主な出入口の戸は自動的に開閉する構造とすること。



I 建築物

2 内部出入口

外部出入口 **内部出入口** 敷地内通路 廊下等 階 段 エレベーター 便 所 駐 車 場 更 衣 室 ・ シ ャ ワ ー 等

整備基準

不特定かつ多数の者が利用する各室（用途面積が2,000㎡未満の特定生活関連施設の避難階以外の階に設けられたものを除く。**4**の（3）において同じ。）の出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

⑦ 幅は、^{うらのり}内法を80cm以上とすること。

⑧ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

※注：引き戸の場合は取手の形状及び取り付け高さ（F.L.+90cm）に配慮し、また止むを得ず片開き戸にする場合は押し板の高さ（F.L.+90cm）及びアルコーブの設置などに配慮することを求めている。

⑨ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

※注：扉の前後は、車いす使用者が通過する際に支障となる段差のある敷居や溝を設けないことを規定している。

推奨事項

◎幅は、内法を90cm以上とすること。

※注：出入口の幅90cmは車いすで通過しやすい幅員である。

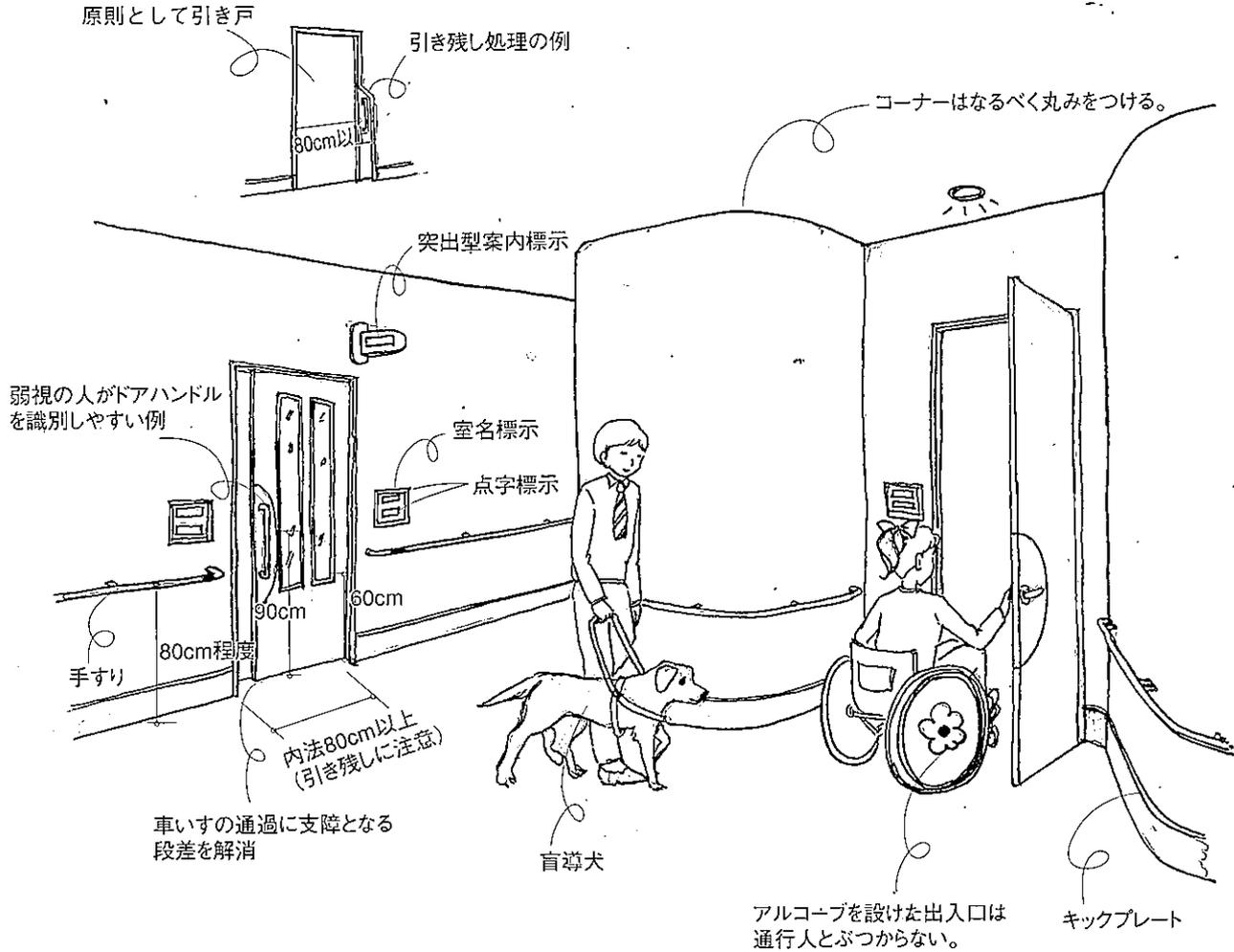
◎戸を設ける場合においては、開閉により当該戸が壁面線を越えない構造とすること。

※注：「開閉により当該戸が壁面線を越えない構造」とは、戸を廊下に対して外開きにする場合は当該戸が廊下に突き出さないよう、戸幅以上の奥行きアルコーブを設ける等の措置を求めている。

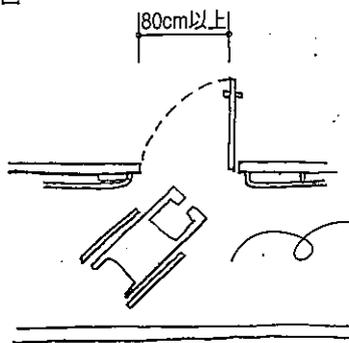
アルコーブ：洋式建築で、室の壁の一部を入り込ませた空間

引き戸・開き戸の場合

(※注：このイラストは、必ずしも「整備基準」そのものではなく「より望ましい整備事例」も含んでいますが、これよりも良い施設にすることには何の制限もありません。)

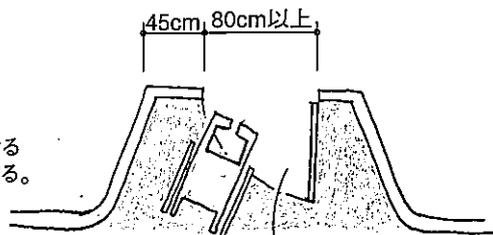


①内開きの場合



容易に出入りできるスペースを確保する。

②外開きの場合



通路

アルコーブを設ける。



I 建築物

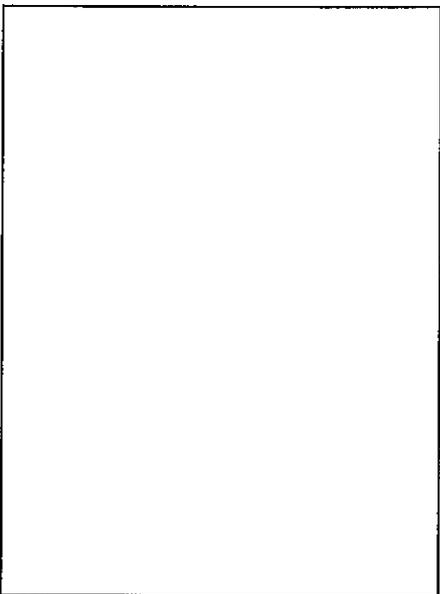
3 敷地内通路

外部出入口 内部出入口 **敷地内通路** 廊下等 階段 エレベーター 便所 駐車場 更衣室・シャワー等

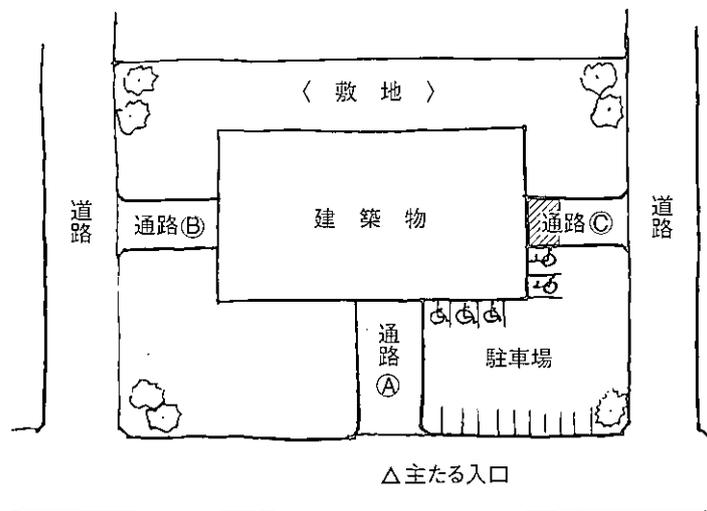
整備基準 推奨事項

〈解説〉 (1)、(2) は、特定生活関連施設の敷地内通路うち、不特定多数の者が利用する全ての通路について規定している。

- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 段を設ける場合においては、次に定める構造とすること。
- ㊦ 手すりを設けること。
 - ㊧ 主たる階段には、回り段を設けないこと。
 - ㊨ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
 - ㊩ ふみづら 踏面の色けあを蹴上げの色と明度の差の大きいものとする事等により段を識別しやすいものとする事。
 - ㊪ 壁のない階段には、縁端部に高さ 5 cm以上の立ち上がりを設けること。
- ※注：階段の中間部に手すりを設ける場合は、㊦は適用しない。



(適用例)



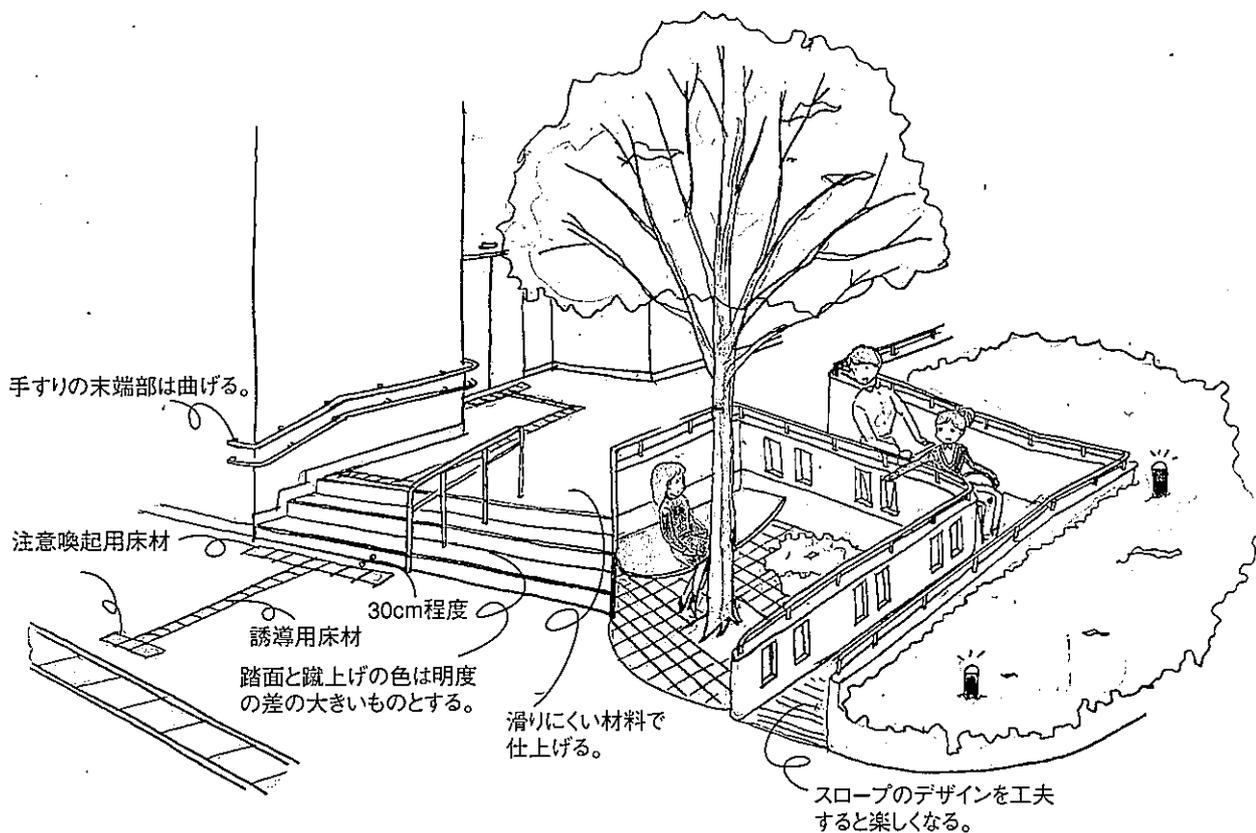
通路①＝整備基準の(1)(2)(3)(4)を適用
(主たる通路)

通路②＝整備基準の(1)(2)を適用

通路③＝整備基準の(1)(2)を適用 ※斜線部分(駐車場接合部分)は(3)も適用

階段の例

(※注：このイラストは、必ずしも「整備基準」そのものではなく「より望ましい整備事例」も含まれていますが、これよりも良い施設にすることには何の制限もありません。)



I 条例の概要

II 高齢者・障害者等に配慮すべき事項

III 整備基準

建築物

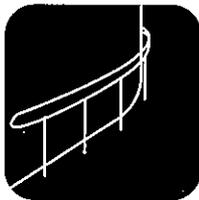
道路

公園等

路外駐車場

IV 関係法令集

V 資料



I 建築物

3 敷地内通路

外部出入口 内部出入口 **敷地内通路** 廊下等 階段 エレベーター 便所 駐車場 更衣室・シャワー等

整備基準

留意事項

〈解説〉 (3)は、建築物の直接地上に通ずる出入口（以下「建物出入口」略称）から道等に通ずる通路又は屋外の車いす使用者用駐車施設に至る通路の構造について定めている。

道等から車いす使用者用駐車施設に至る通路については、当該建築物を利用しようとする障害者等が車以外で通行することは想定されないため、整備基準の対象とならない。

なお、バス等が走行するような構内道路を備えた敷地内に複数の建築物が存在し、各建築物の近くまで高齢者等がバス、タクシー等で到着することが想定される場合には、当該道路に接する部分から建築物の出入口までの部分を整備する。

(3) 直接地上に通ずる  に定める構造の各外部出入口から特定生活関連施設の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。）（以下これらを「道等」という。）又は車いす使用者が利用する自動車の駐車のために供する部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

㉞ 幅員は、120cm以上とすること。

※注：通路の幅員120cmは、人が横向きになれば車いすとすれ違える幅員である。なお、国際シンボルマーク使用指針では、幅員130cm以上となっている。

㉟ 高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法第38条の規定に基づき建設大臣が認める昇降機又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第1項第1号の建設大臣が定める基準に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。

※注：「車いす使用者用特殊構造昇降機」は段差解消機である。

(ア) 幅は、内法を120cm（段を併設する場合にあっては、90cm）以上とすること。

(イ) 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16cm以下の場合にあっては、8分の1）を超えないこと。

※注：勾配については、国際シンボルマーク使用指針では12分の1を基本勾配として採用している。整備基準では高低差が小さい場合には、最大勾配8分の1まで認めている。

◎幅員は、180cm以上とすること。

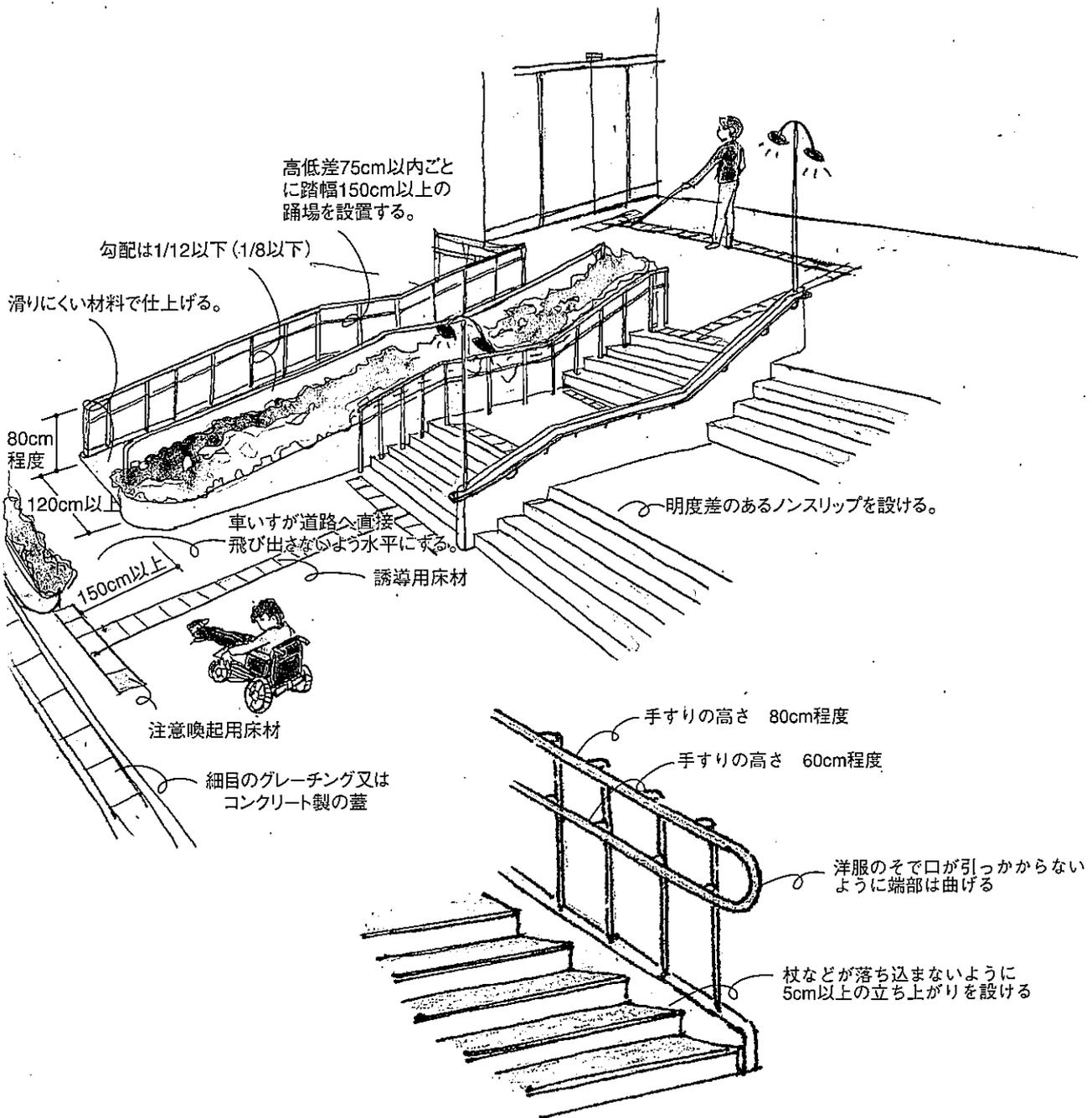
※注：通路の幅員180cmは、車いす同士が行き違いやすい幅員である。

◎幅は、内法を150cm（段を併設する場合にあっては、120cm）以上とすること。

◎勾配は、15分の1を超えないこと。

階段、スロープの例

(※注：このイラストは、必ずしも「整備基準」そのものではなく「より望ましい整備事例」も含んでいますが、これよりも良い施設にすることには何の制限もありません。)



I 条例の概要

II 高齢者・障害者等に配慮すべき事項

III 整備基準

建築物

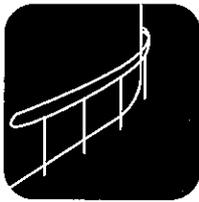
道路

公園等

路外駐車場

IV 関係法令集

V 資料



I 建築物

3 敷地内通路

外部出入口 内部出入口 **敷地内通路** 廊下等 階段 エレベーター 便所 駐車場 更衣室・シャワー等

設備基準

(ウ) 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。

※注：踊場については、スロープの長さが長くなる場合(1/12の場合で9m)には、休憩及び減速できるような平坦部を設けること。

(エ) 傾斜路には、手すりを設けること。

(オ) 壁のない傾斜路にあっては、左右の縁端部には脱輪防止用の高さ5cm以上の立ち上がりを設けること。

(カ) 敷地内の通路に排水溝等を設ける場合においては、当該排水溝等に蓋等を設け、車いす使用者等の通行に支障ない構造とすること。

(キ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(ク) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする。

推奨事項

◎高さが45cmを超える傾斜路にあっては、高さ45cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。

◎傾斜路には、両側に手すりを設けること。

※注：片側マヒの方の利用を配慮し、両側に設置するよう規定した。

◎車いす使用者用駐車施設に至る通路は雨よけのため屋根を設けること。

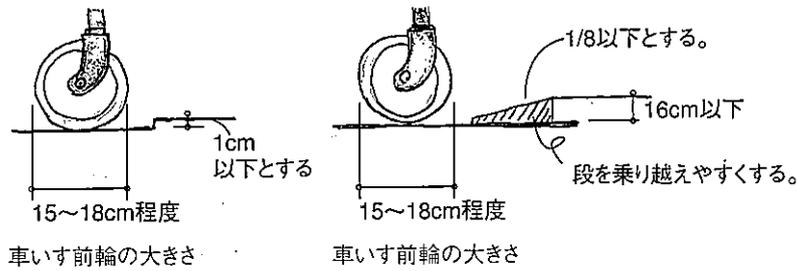
〈解説〉 (4)の規定により視覚障害者用の注意喚起用床材や誘導用床材の敷設が求められるのは、建物出入口等から道等に通ずる通路であり、車いす使用者用駐車施設に至る通路は求められていない。(当該通路を通行する視覚障害者には運転手等の視覚障害者以外の者の同行が想定されるため。)

(4) 特定生活関連施設(自動車車庫、学校及び共同住宅を除く。)の直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

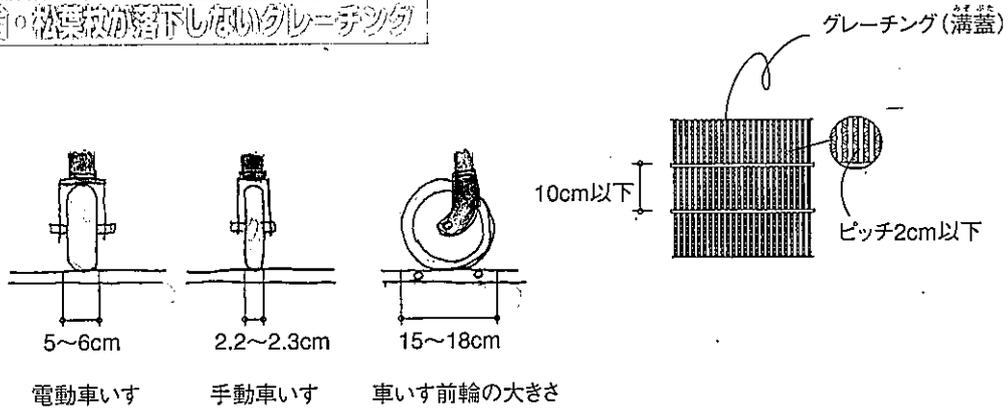
⑦ 視覚障害者を誘導するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。

⑧ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端及び下端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。)を敷設すること。

小さな段の解消



車いすの前輪・松葉敷が溜下しないグレーチング



I 条例の概要

II 高齢者・障害者等に配慮すべき事項

III 整備基準

建築物

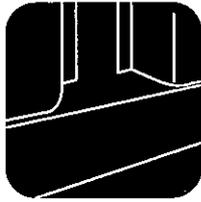
道路

公園等

路外駐車場

IV 関係法令集

V 資料



I 建築物

4 廊下等

外部出入口 内部出入口 敷地内通路 **廊下等** 階段 エレベーター 便所 駐車場 更衣室・シャワー等

整備基準

推奨事項

〈解説〉 廊下等については、不特定多数の者が利用する廊下が満たすべき共通性能として、次の2点について規定し、一定の経路上の廊下については車いす使用者が通行可能な構造とすることを求めている。

①滑りにくい仕上げとする。

②段を設ける場合につまづきにくい構造とする。

「一定の経路」とは、車いす使用者が通行可能な建物出入口又は車いす使用者が通行可能な駐車場出入口から車いす使用者が通行可能な建物内各室の出入口に至るものである。

整備基準は、車いす使用者等が室に至るまでの廊下等の障害を除去するための水準であり、1以上の廊下等が基準を満たすことを求めている。

(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(2) 段を設ける場合においては、当該段は、Ⅲに定める構造に準じたものとする。

(3) Ⅰに定める構造の各外部出入口から不特定かつ多数の者が利用する室のⅡに定める構造の各内部出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、Ⅲの(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。

㉗ 幅員は、^{うちり}内法を120cm以上とすること。

㉘ 廊下等の末端付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50m以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けること。

※注：「車いすの転回に支障のないもの」及び「車いすが転回することができる構造」とは、140cm角以上のスペースやT字形の交差部などが該当する。

㉙ 医療施設並びに別表第1及び別表第3の社会福祉施設（これらを単に「社会福祉施設」という。以下同じ。）にあっては、手すりを設けること。

※注：医療施設及び社会福祉施設については、高齢者、障害者等の利用が多く見込まれることから、廊下等についても片側に手すり（高さ75～85cm）を設けることとしている。できる限り両側に設置することが望ましい。

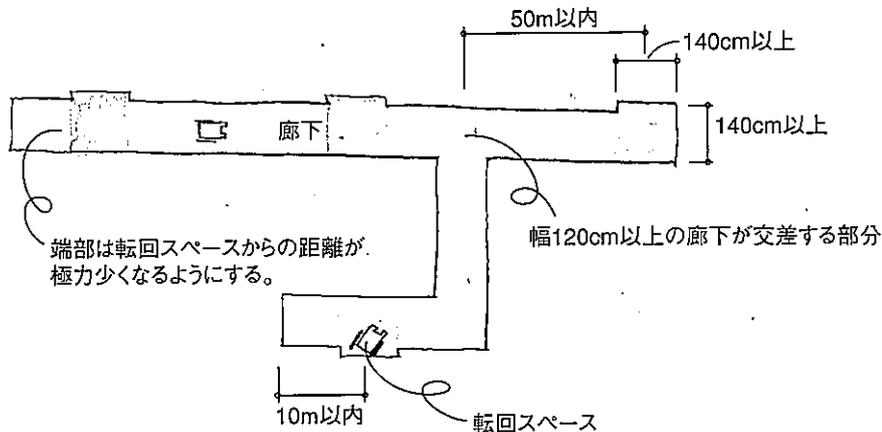
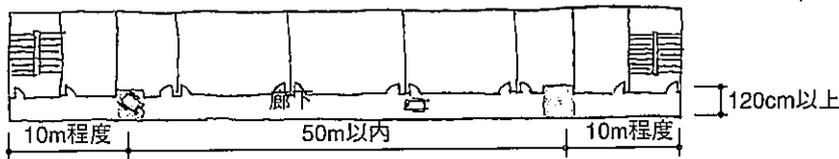
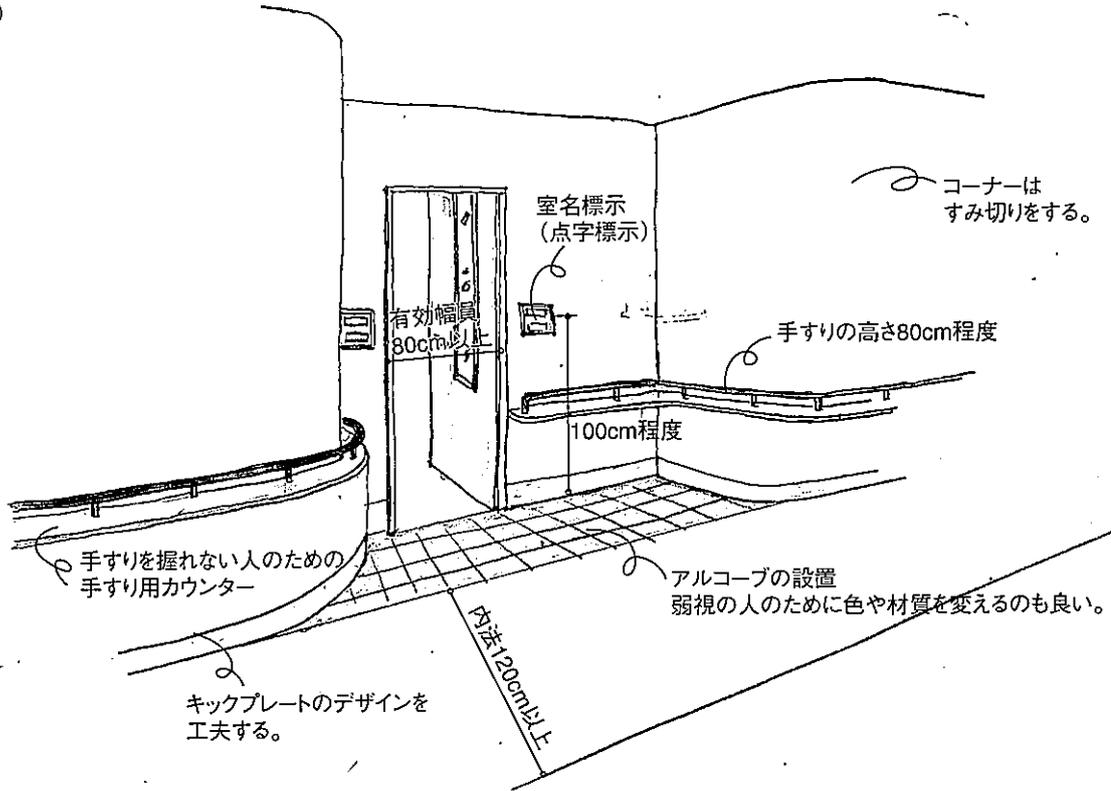
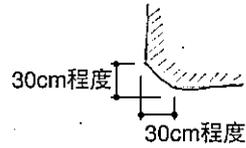
㉚ Ⅰ及びⅡに定める構造の出入口並びにⅢの(2)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

◎幅は、内法を180cm以上とすること。

（この場合整備基準(3)の㉘は適用しない。）

廊下の例

(※注：このイラストは、必ずしも「整備基準」そのものではなく「より望ましい整備事例」も含まれていますが、これよりも良い施設にすることには何の制限もありません。)



I 条例の概要

II 高齢者・障害者等に配慮すべき事項

III 整備基準

建築物

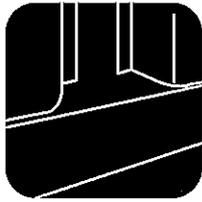
道路

公園等

路外駐車場

IV 関係法令集

V 資料



I 建築物

4 廊下等

外部出入口 内部出入口 敷地内通路 **廊下等** 階段 エレベーター 便所 駐車場 更衣室・シャワー等

整備基準

推奨事項

㊦ 高低差がある場合においては、次に定める構造（自動車車庫、学校及び共同住宅にあっては、次の（ア）から（キ）までに定める構造）の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。

（ア）幅は、内法を120cm（段を併設する場合にあっては、90cm）以上とすること。

（イ）勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16cm以下の場合にあっては、8分の1）を超えないこと。

（ウ）高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。

（エ）表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

（オ）傾斜路には、手すりを設けること。

（カ）傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路と接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。

（キ）壁のない傾斜路には、縁端部に高さ5cm以上の立ち上がりを設けること。

（ク）傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等並びに踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

※注：弱視等の視覚障害者のために傾斜路の仕上げを周囲と識別しやすいものとし、傾斜路の上下端に注意喚起用床材を設ける。

（4）直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は㊦に定める案内板により視覚障害者に特定生活関連施設の全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）までの廊下等には、誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること（自動車車庫、学校及び共同住宅の場合を除く。）。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導できる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。

※注：「出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導できる場合」とは、

①ホテルの入口に常時勤務している人により誘導が可能

②百貨店等で受付が入口にある場合

等が含まれる。

◎幅は、内法を150cm（段を併設する場合にあっては、120cm）以上とすること。

◎勾配は、15分の1を超えないこと。

◎高さが45cmを超える傾斜路にあっては、高さ45cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。

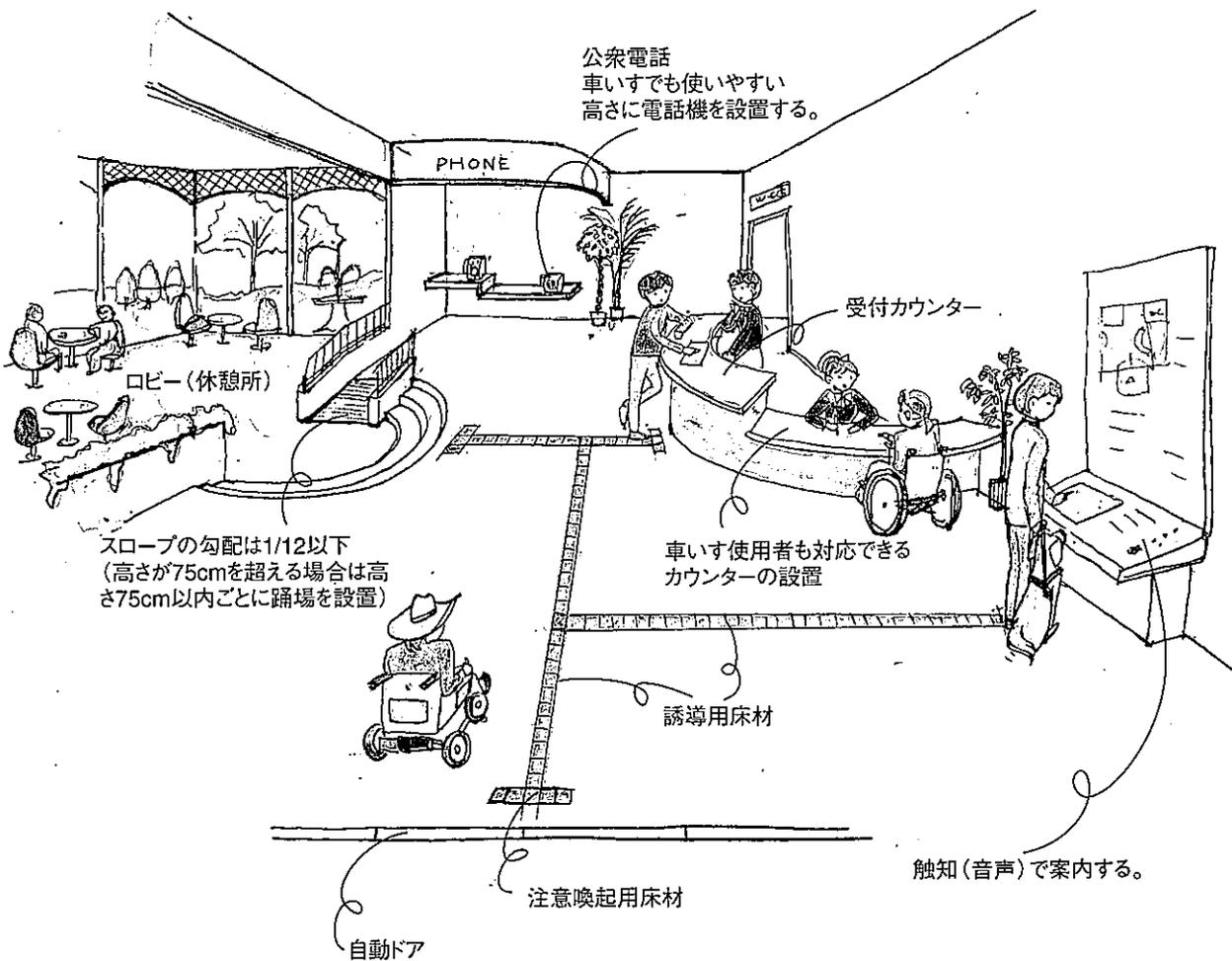
◎当該特定生活関連施設を利用する者の休憩に用するための設備を適切な位置に設けること。

※注：必要に応じて人の通行の邪魔にならない位置に休憩用ベンチ等を設けることを意味している。

◎壁面には、原則として、突出物を設けないこと。

情報提供の例

(※注：このイラストは、必ずしも「整備基準」そのものではなく「より望ましい整備事例」も含んでいますが、これよりも良い施設にすることには何の制限もありません。)



I 条例の概要

II 高齢者・障害者等に配慮すべき事項

III 整備基準

建築物

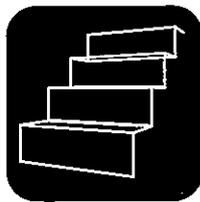
道路

公園等

路外駐車場

IV 関係法令集

V 資料



I 建築物

5 階段

外部出入口 内部出入口 敷地内通路 廊下等 **階段** エレベーター 便所 駐車場 更衣室・シャワー等

整備基準

推奨事項

〈解説〉 階段については、不特定多数の者が利用するものは、すべて基準に適合することを求めている。(専ら災害時等のみの利用のために設置された階段を除く。)

不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造（自動車車庫、学校及び共同住宅にあっては、次の㉗から㉙までに定める構造）とすること。

㉗ 手すりを設けること。

※注：階段の手すりは、片側のみに設置することを規定しているが、可能な限り両側に設置することが望ましい。

㉘ 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。

※注：回り段とは、螺旋階段や踊場に段差を設けたものである。「回り段を設けない構造とすることが困難な場合」とは、小規模な2階建ての物品販売店舗等で当該階段以外に階段を設けられず、スペースの関係上、回り段を設けざるを得ない場合などが該当する。

㉙ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

㉚ 踏面の色を蹴上げの色と明度の差の大きいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。

※注：明度差のあるノンスリップ等を設けることが望ましい。

㉛ 壁のない階段には、縁端部に高さ5cm以上の立ち上がりを設けること。

㉜ 階段の上端及び下端に近接する廊下等並びに踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

◎両側に手すりを設けることとし、その両端に点字プレートを設置すること。

※注：手すりの両端に設置する点字プレートには、現在位置及び昇降方向を表示す。

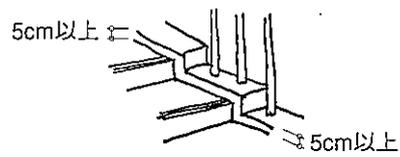
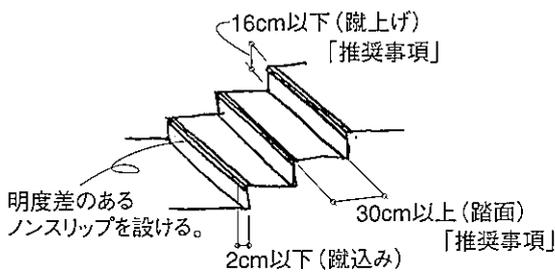
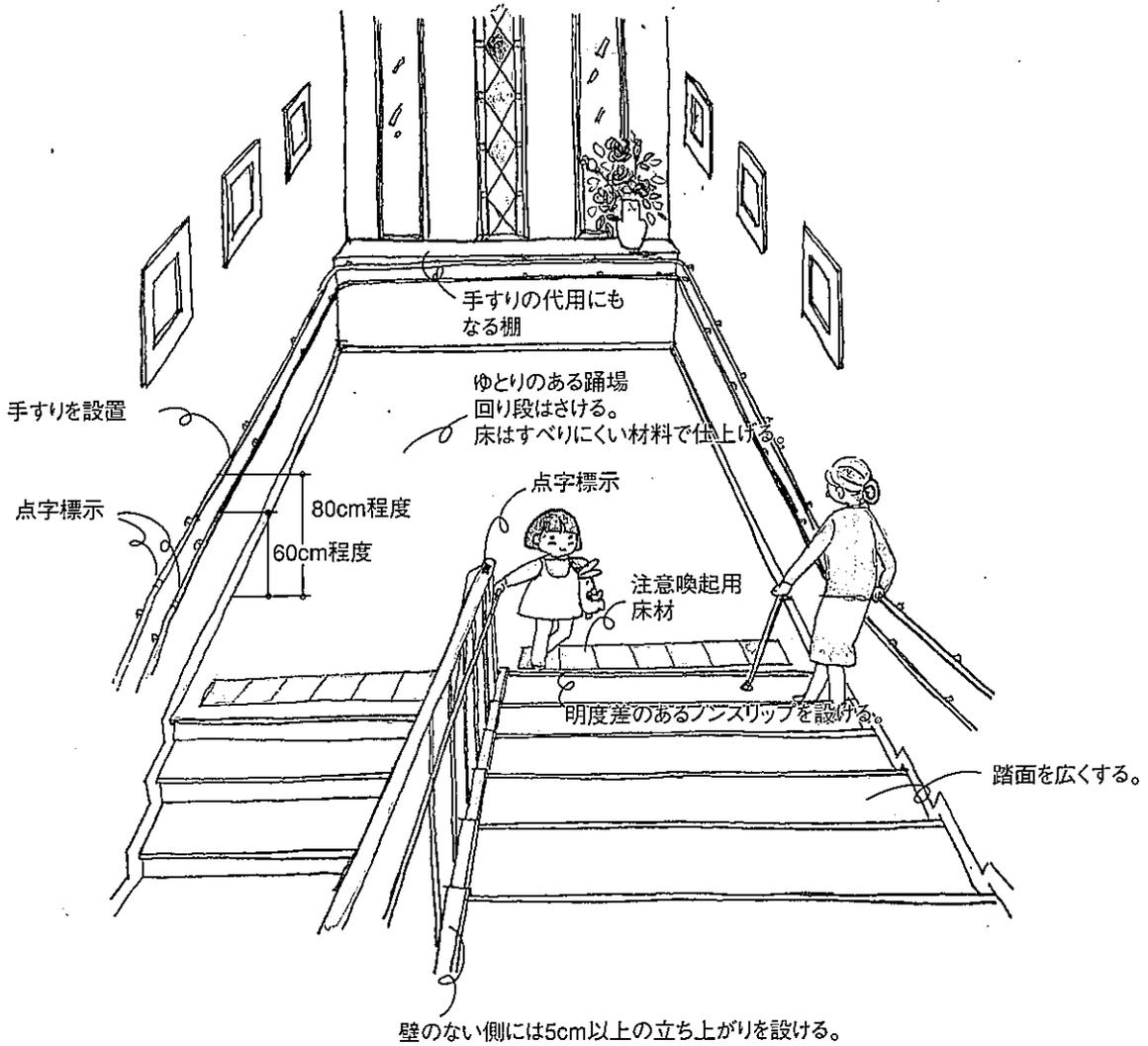
◎階段の幅は、内法を150cm以上とすること。

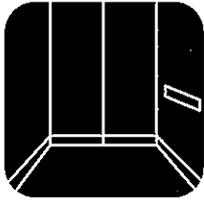
※注：階段の幅員150cmは、松葉杖利用者が円滑に上下できるための寸法であり、ここでの「内法」の解釈は、杖の移動上支障となる手すり子等が設けられていない場合には手すり部分を含めてよいこととする。

◎蹴上げの寸法は、16cm以下とすること。

◎踏面の寸法は、30cm以上とすること。

階段の例





I 建築物

6 エレベーター

外部出入口 内部出入口 敷地内通路 廊下等 階段 **エレベーター** 便所 駐車場 更衣室・シャワー等

整備基準

推奨事項

〈解説〉 整備基準において「床面積が2,000㎡以上のもの」と限定しているのは、エレベーターの設置は多額の出費を伴うため、設計の自由度が大きい建築物に限って適用するものである。

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する特定生活関連施設（学校及び共同住宅を除く。）で床面積が2,000㎡以上のものには、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受又は購入できる措置を講ずる場合にあっては、この限りでない。

※注：「当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受又は購入できる措置」には、当該階で行っているサービス内容を適宜避難階で行える体制を整えることができる場合を含む。

具体例① 2階で行っている窓口業務内容を適宜1階で行える体制を整える場合

② 車いす用階段昇降機等により、車いす使用者等を2階に上げることができる場合

※注：専ら駐車場の用に供される階のうち、車いす使用者用駐車施設が設けられない階は、当該階が車いす使用者による利用が見込まれない階であるため、エレベーターの停止を求めている。

(2) (1)に規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。

㊦ かごの床面積は、1.83㎡以上とすること。

㊧ かごの奥行きは、^{うちり}内法を135cm以上とすること。

※注：かごの床面積1.83㎡は11人乗りの場合の最低床面積である。かごの奥行き135cmは、JIS規格の11人乗りのかごの奥行き寸法であり、電動車いすも収まる。

㊨ かごの平面形状は、車いすの転回に支障のないものとする

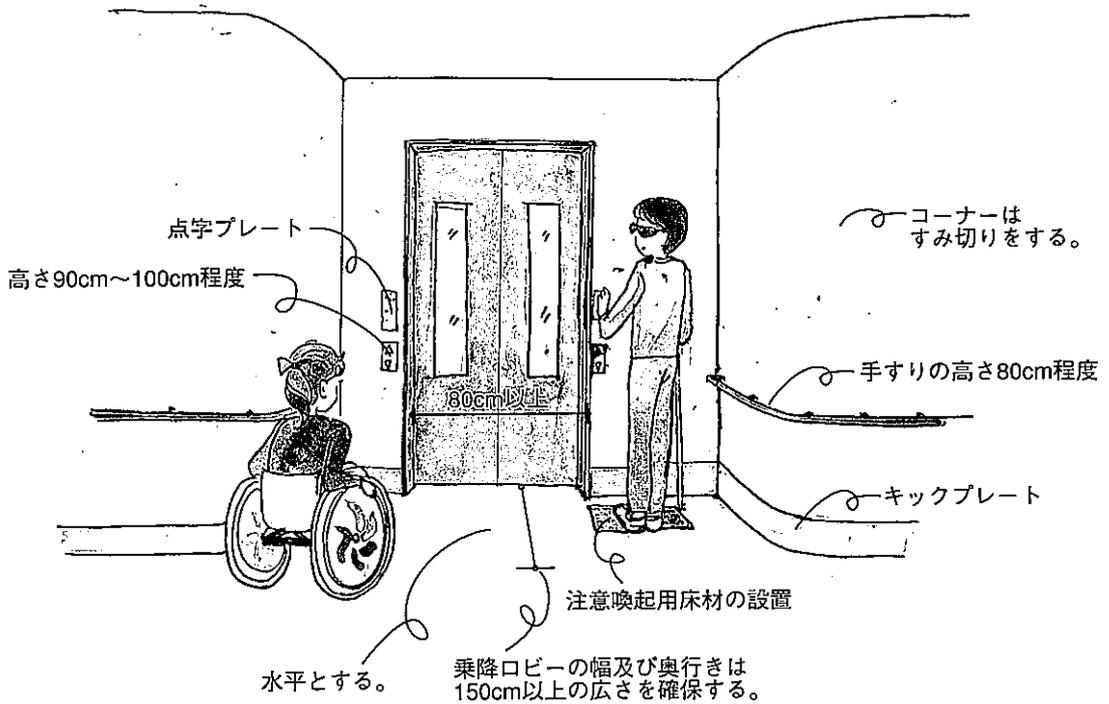
㊩ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

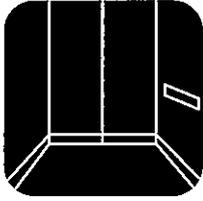
㊪ かご内には、かごの到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。

◎かごの床面積は、2.09㎡以上とすること。

※注：かごの床面積2.09㎡は13人乗りの場合の最低床面積である。

エレベーター出入口の例





I 建築物

6 エレベーター

外部出入口 内部出入口 敷地内通路 廊下等 階段 **エレベーター** 便所 駐車場 更衣室・シャワー等

整備基準

推奨事項

㉞ かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80cm以上とすること。

※注：かご及び昇降路の出入口の幅80cmは車いす使用者が通過できる最小幅員である。

㉟ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

㊱ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（㉟に規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

※注：「視覚障害者が円滑に操作することができる構造」とは、制御装置に点字プレートを設置することをいう。

㊲ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法150cm以上とすること。

㊳ 乗降ロビーには、昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。

㊴ 乗降ロビーには、当該乗降ロビーの階名を示す点字プレートを設けること。

㊵ かご内の側面には、手すりを設けること。

㊶ かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。

※注：かご及び昇降路の戸の開鎖速度についても、適切な配慮をする。

(3) 共同住宅（直接地上に通ずる出入口のない階を有する共同住宅に限る。）にエレベーターを設ける場合においては、次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。

㊷ かごの間口は、内法100cm以上とすること。

㊸ (2)の㉞、㉟及び㊱に定める構造とすること。

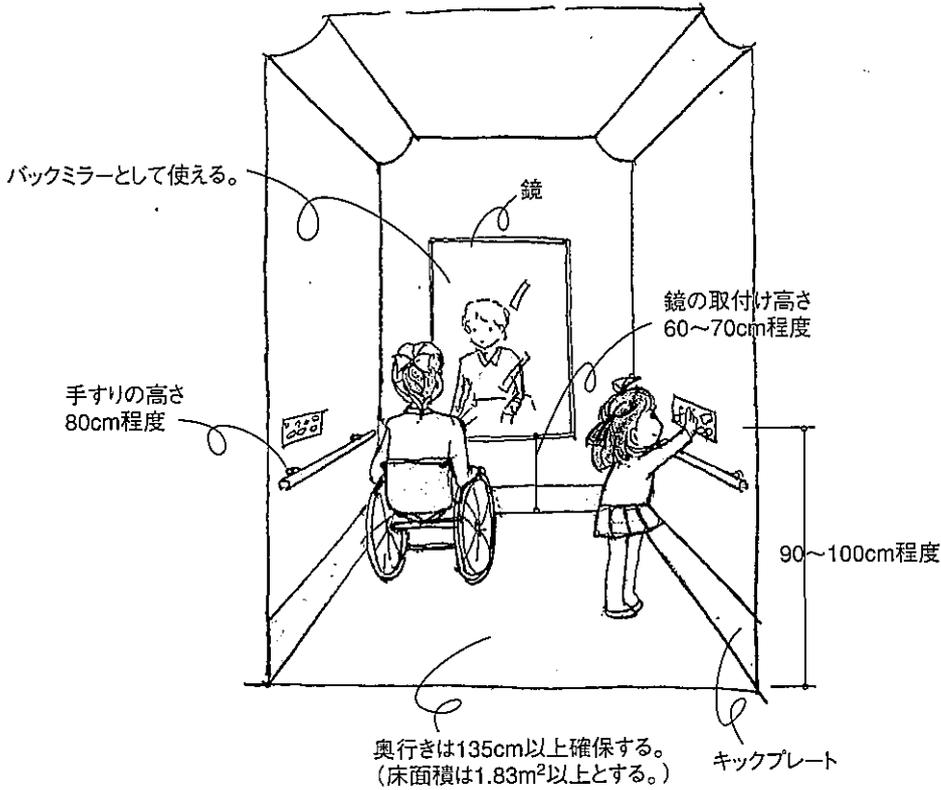
◎かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を90cm以上とすること。

※注：かご及び昇降路の出入口の幅90cmは車いす使用者が通過しやすい幅員である。

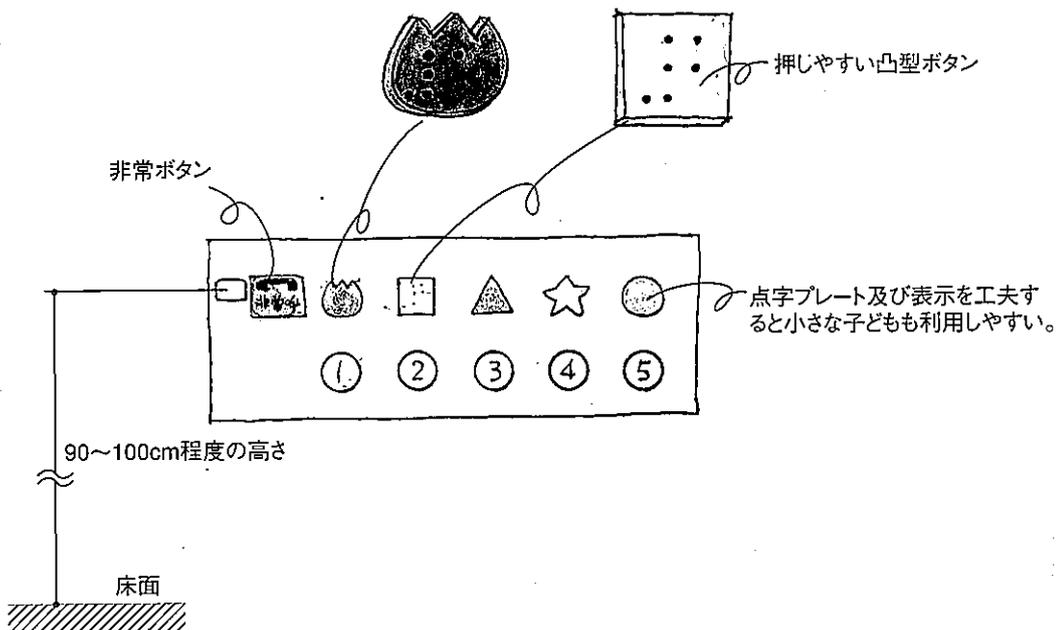
◎乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を180cm以上とすること。

※注：乗降ロビーの幅及び奥行き180cmは、車いす使用者が余裕をもって回転可能な寸法である。

かご内の例



表示の例





I 建築物

7 便所

外部出入口 内部出入口 敷地内通路 廊下等 階 段 エレベーター **便所** 駐車場 更衣室・シャワー等

整備基準

〈解説〉 便所に関する基準は、不特定多数の者が利用する便所を設ける場合に適用され、従業員用の便所のみを設ける場合などには適用されない。

- (1) 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定める構造及び設備（用途面積が2,000㎡未満の特定生活関連施設にあっては、⑦から⑩までに定める構造及び設備）を有する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。
- ⑦ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「車いす使用者用便房」という。）が設けられていること。
- ※注：車いす使用者用便房は出入口と便座の位置関係等により様々な平面計画があり得ることから、便房の幅、奥行き等の寸法については定めていない。（参考 160cm～170cmが必要寸法）
- ⑧ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80cm以上とすること。
- ※注：出入口の幅80cmは車いす使用者が通過できる最小幅員である。
- ⑨ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
 - ⑩ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。
 - ⑪ 車いす使用者用便房のある便所の出入口には、その旨を知らせる案内表示を設けること。
- ※注：利用できる便所及び便房の位置について適切に情報提供を行う必要があるため、案内表示の規定を設けた。
- ⑫ 非常用通報装置を設け、その旨を点字により表示すること。
- ※注：非常用通報装置の押ボタンについても点字による表示を行う。

推奨事項

- ◎不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）には、それぞれ車いす使用者用便房を設け、その数は、当該階に設ける便房の総数に50分の1を乗じて得た数以上とすること。
- ※注：専ら駐車場の用に供される階のうち、車いす使用者用駐車施設が設けられない階は、当該階が車いす使用者による利用が見込まれないため、車いす使用者用便房の設置を求めている。
- ◎当該便房及び便所の出入口の幅は、内法を85cm以上とすること。
 - ◎当該便房の戸は、木製又は金属製のものとすること。
- ※注：アコーディオンドア、カーテン等の戸を避けることとしている。

I 条例の概要

II 高齢者・障害者等に配慮すべき事項

III 整備基準

建築物

道路

公園等

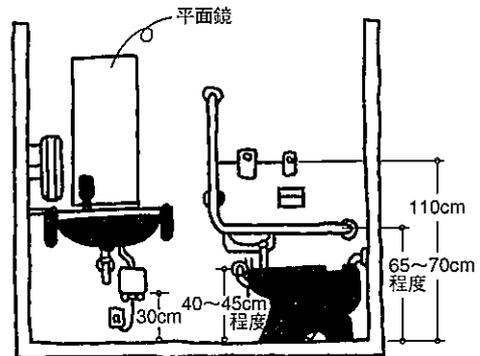
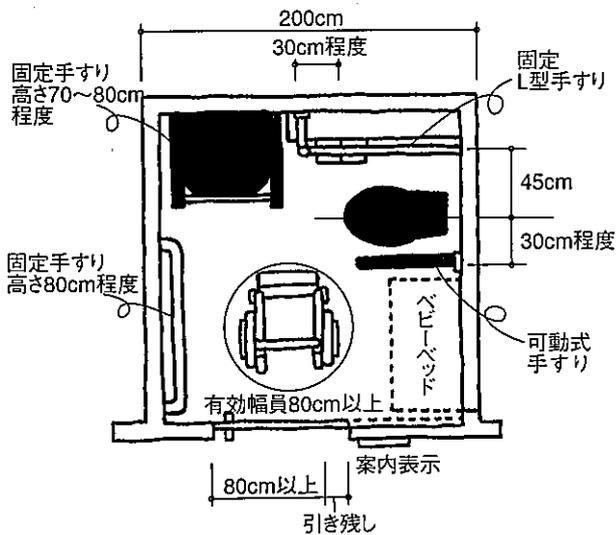
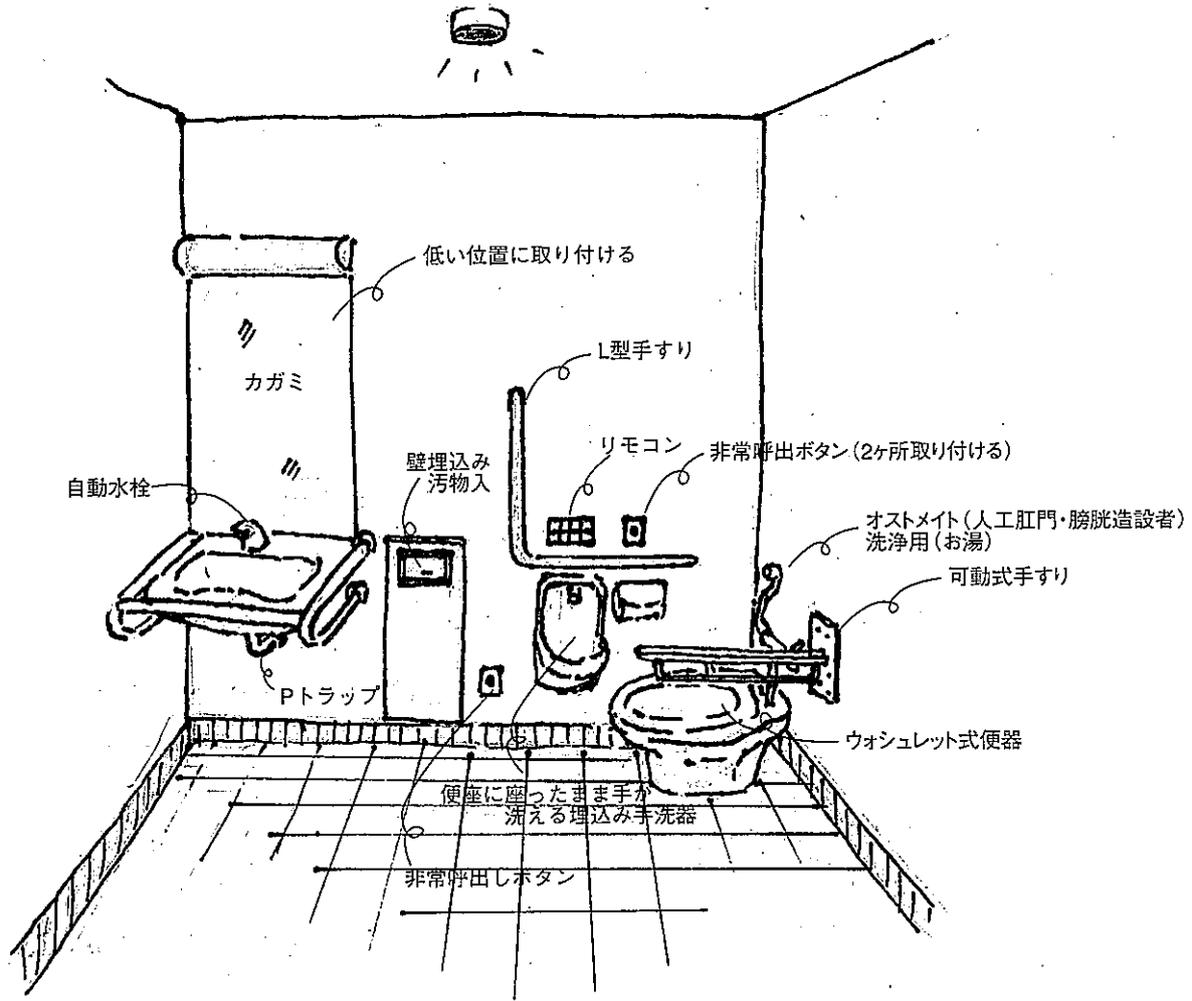
路外駐車場

IV 関係法令集

V 資料

便所の例

(※注：このイラストは、必ずしも「整備基準」そのものではなく「より望ましい整備事例」も含んでいますが、これよりも良い施設にすることには何の制限もありません。)





I 建築物

7 便 所

外部出入口 内部出入口 敷地内通路 廊下等 階 段 エレベーター **便 所** 駐車場 更衣室・シャワー等

整備基準

(2) 不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、周囲に手すりのある床置式の小便器がある便所を1以上設けること。

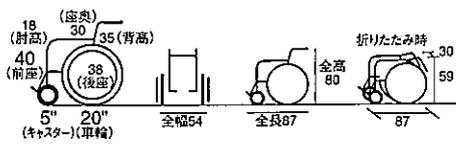
(3) (1) 及び (2) に定める構造及び設備の便所には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる洗面器等を設けること。

※注：①洗面器の高さ、②レバー式又は光感知式水栓、③鏡の大きさ、などに配慮することを求めている。

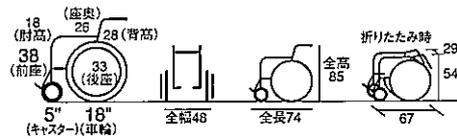
推奨事項

◎不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける際には、周囲に手すりのある床置式の小便器がある便所を1以上設けること。

子供用の標準型車いす

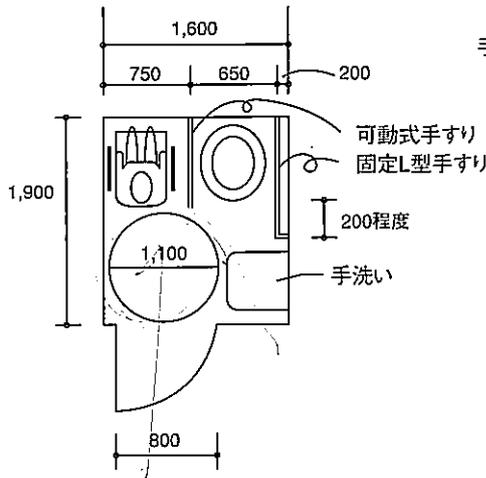


身長1m前後の幼児用車いす

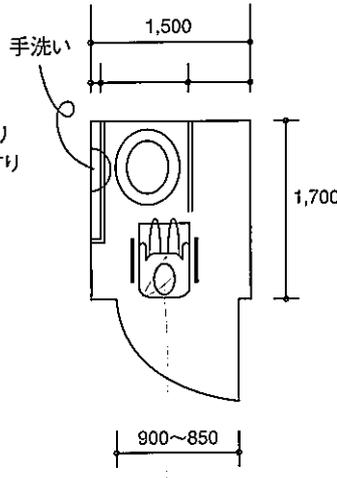


子供用便所の例

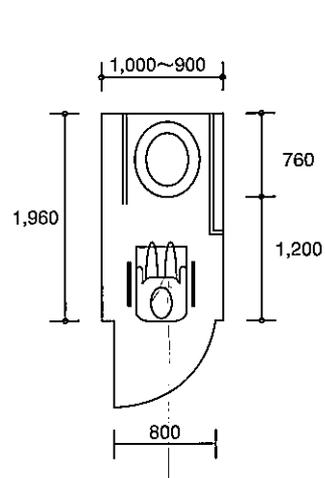
例1



例2

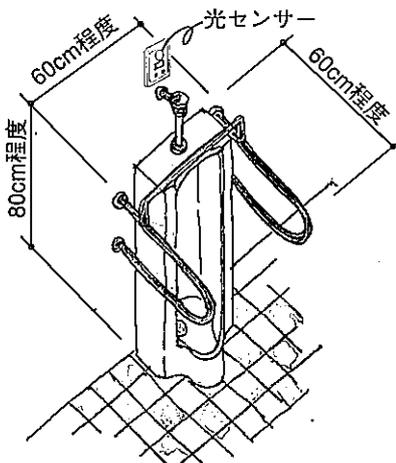


例3

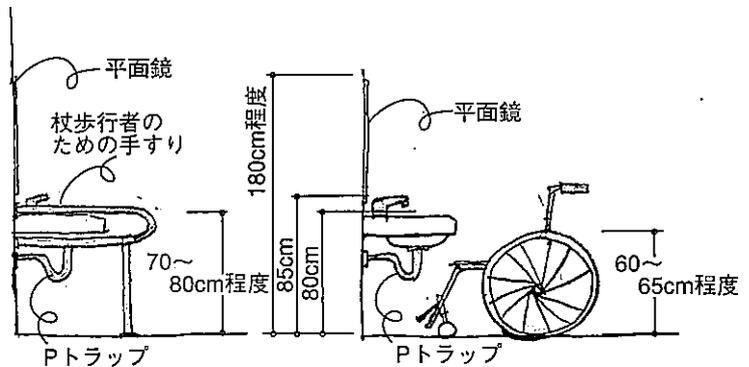


各設備寸法

小便器の例



洗面台の例



I 条例の概要

II 高齢者・障害者等に配慮すべき事項

III 整備基準

建築物

道路

公園等

路外駐車場

IV 関係法令集

V 資料



I 建築物

8 駐車場

外部出入口 内部出入口 敷地内通路 廊下等 階段 エレベーター 便所 **駐車場** 更衣室・シャワー等

整備基準

推奨事項

〈解説〉 基準では、建築物に1以上の車いす使用者用駐車施設(= 駐車区画)を設けることを規定している。

(1) 利用者の用に供する駐車場(共同住宅にあっては、共用部分に限る。)には、車いす使用者用駐車施設を設けること。

(2) 車いす使用者用駐車施設(機械式駐車場を除く。)は、次に定める構造とすること。

- ㊦ 車いす使用者用駐車施設へ通する■に定める構造の外部出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路((3)に定める構造の駐車場内の通路又は■の(1)から(3)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- ㊧ 幅は、350cm以上とすること。

※注：車いす使用者用駐車施設は、車いす使用者が自ら乗降できる十分なスペースを確保するため、幅を350cm以上としている。

- ㊨ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。

※注：車いす使用者用駐車施設である旨は、駐車面の表示とともに、立て看板等を設けることにより表示する必要がある。

(3) 車いす使用者用駐車施設へ通する出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、■の(1)、(2)の㊦から㊨まで及び(3)に定める構造とすること。

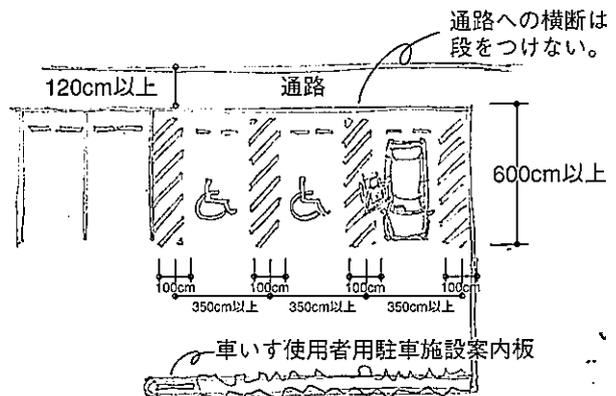
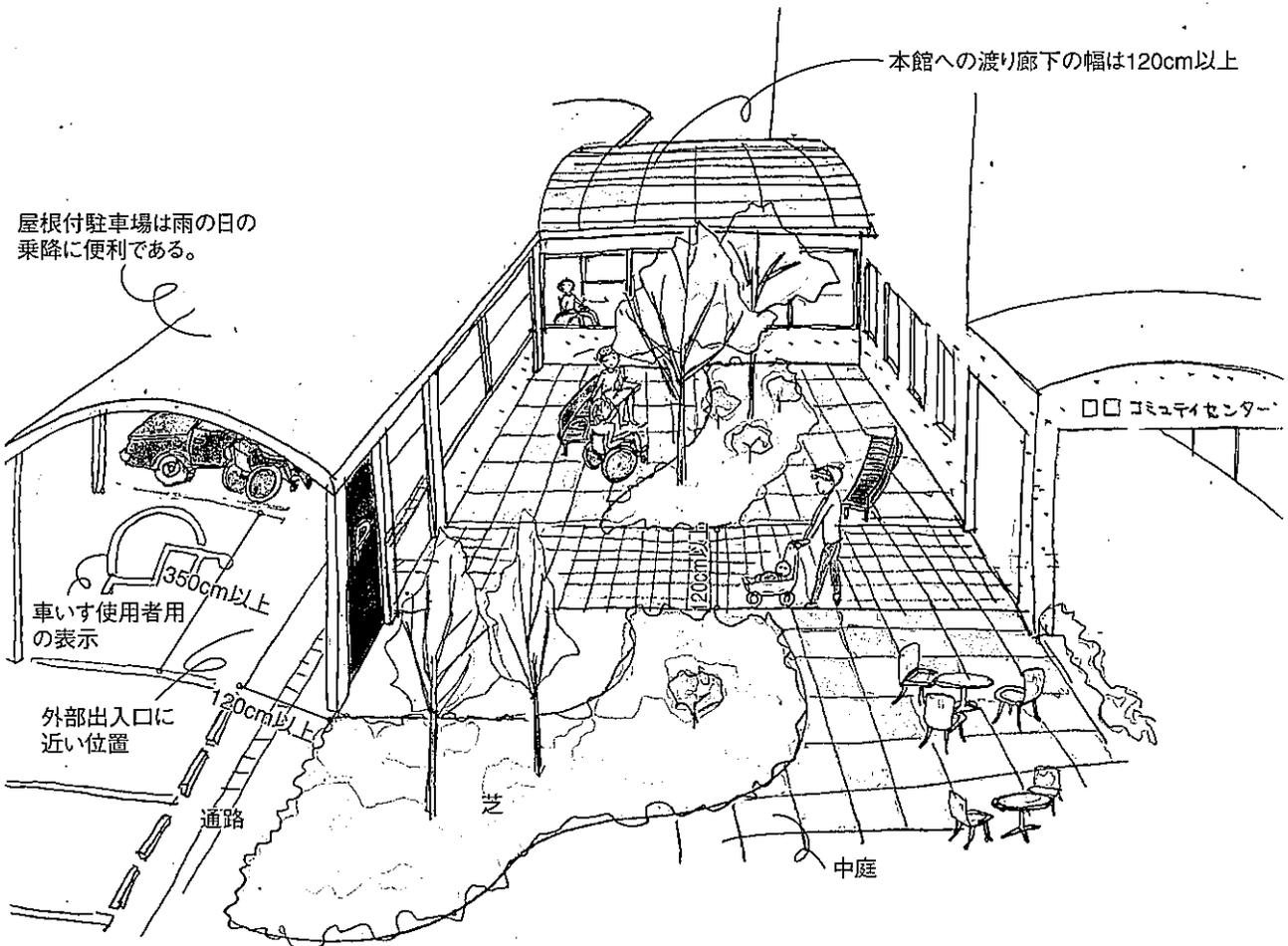
※注：車いす使用者用駐車施設への通行の際には、視覚障害者は運転手等の視覚障害者以外の者が必ず同行するため、注意喚起用床材等の敷設に関する規定(■の(4)の規定)は適用しない。

◎車いす使用者用駐車施設の数
は、駐車場の全駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とすること。(共同住宅にあっては、共用部分の駐車台数の15分の1以上とすること。)

◎車いす使用者用駐車施設には、降車の際雨に濡れない雨よけを設けること。

駐車施設の例

(※注：このイラストは、必ずしも「整備基準」そのものではなく「より望ましい整備事例」も含んでいますが、これよりも良い施設にすることには何の制限もありません。)



I 条例の概要

II 高齢者・障害者等に配慮すべき事項

III 整備基準

建築物

道路

公園等

路外駐車場

IV 関係法令集

V 資料



I 建築物

9 更衣室・シャワー室

外部出入口 内部出入口 敷地内通路 廊下等 階 段 エレベーター 便 所 駐 車 場 **更衣室・シャワー等**

整備基準

社会福祉施設及び体育施設に更衣室又はシャワー室を設ける場合においては、次に定める構造の更衣室又はシャワー室を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。

- ⑦ 高齢者、障害者等が利用できる十分な床面積が確保され、かつ、腰掛台、手すり等が適切に配置された構造とすること。

※注：「十分な床面積」とは、車いすの回転ができる床面積（例 幅150cm以上のスペース）である。

- ⑧ 更衣室及びシャワー室の出入口は、②に定める構造とすること。

※注：シャワーカーテンの開閉方式についても配慮する必要がある。（例 ロープ式）

②の再掲

不特定かつ多数の者が利用する各室（用途面積が2,000㎡未満の特定生活関連施設の避難階以外の階に設けられたものを除く。④の(3)において同じ。）の出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

- ⑦ 幅は、^{うちのり}内法を80cm以上とすること。

- ⑧ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

※注：戸は自動ドア又は引き戸とし、引き戸の場合は取手の形状及び取り付け高さ（F.L.+90cm）に配慮することを求めている。

- ⑨ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

※注：扉の前後は、車いす使用者が通過する際に支障となる段差のある敷居や溝を設けないことを規定している。

推奨事項

◎幅は、内法を90cm以上とすること。

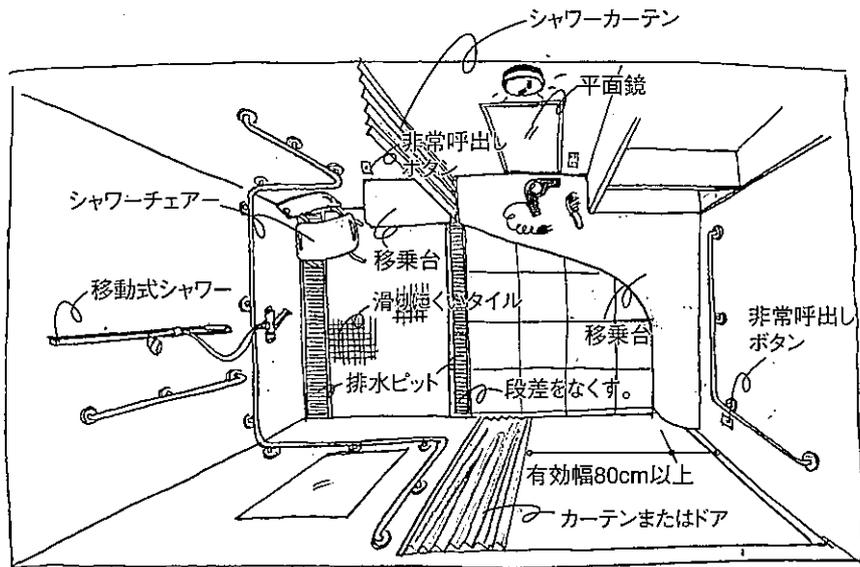
※注：出入口の幅90cmは車いすで通過しやすい幅員である。

◎戸を設ける場合においては、開閉により当該戸が壁面線を越えない構造とすること。

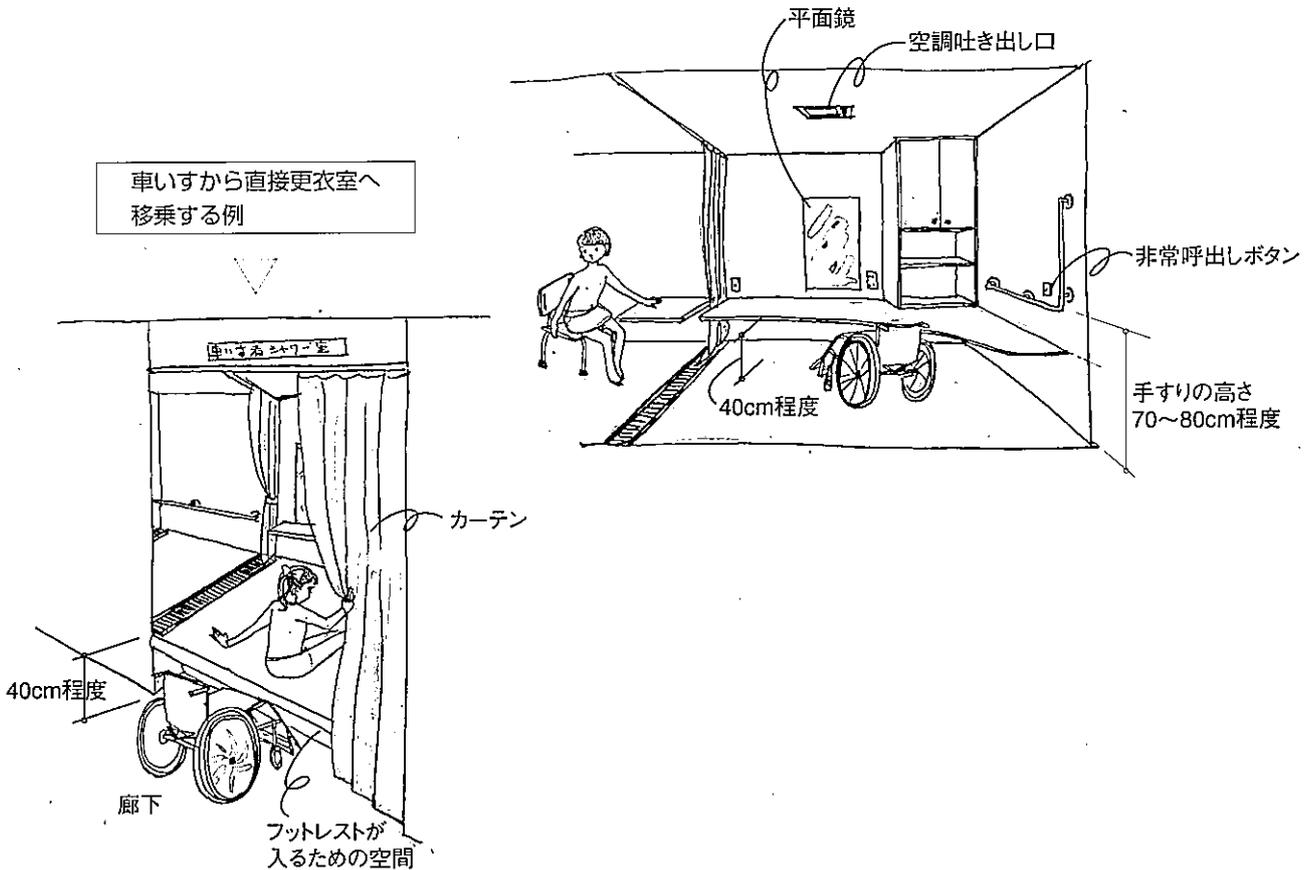
※注：「開閉により当該戸が壁面線を越えない構造」とは、戸を廊下に対して外開きにする場合は当該戸が廊下に突き出さないよう、戸幅以上の奥行きアルコーブを設ける等の措置を求めている。

更衣室・シャワー室例

(※注：このイラストは、必ずしも「整備基準」そのものではなく「より望ましい整備事例」も含んでいますが、これよりも良い施設にすることには何の制限もありません。)



車いすから直接更衣室へ
移乗する例



I 条例の
概要

II 高齢者・障害
者等に配慮
すべき事項

III 整備
基準

建築物

道路

公園等

路外
駐車場

IV 関係
法令集

V 資料



I 建築物

10 客室

外部出入口 内部出入口 敷地内通路 廊下等 階段 エレベーター 便所 駐車場 更衣室・シャワー等

整備基準

推奨事項

宿泊施設及び社会福祉施設（宿泊設備を有するものに限る。）で用途面積が2,000㎡以上のものにあつては、次に定める構造の宿泊に供する客室を1以上設けること。

- ㉞ 高齢者、障害者等が利用できる十分な床面積が確保され、かつ、手すり等が適切に配置された構造とすること。
- ㉟ 客室及び浴室の出入口は、㉞に定める構造とすること。

㉞の再掲

不特定かつ多数の者が利用する各室（用途面積が2,000㎡未満の特定生活関連施設の避難階以外の階に設けられたものを除く。㉞の③において同じ。）の出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

- ㉞ 幅は、内法を80cm以上とすること。
- ㉟ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
※注：戸は自動ドア又は引き戸とし、引き戸の場合は取手の形状及び取り付け高さ（F.L.+90cm）に配慮することを求めている。
- ㊱ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
※注：扉の前後は、車いす使用者が通過する際に支障となる段差のある敷居や溝を設けないことを規定している。
- ㊲ 非常呼出し設備を設けること。

※注：浴室内の水栓金具についても、レバー式水栓等簡単に操作できるものとし、高さに配慮する。

◎幅は、内法を90cm以上とすること。

※注：出入口の幅90cmは車いすで通過しやすい幅員である。

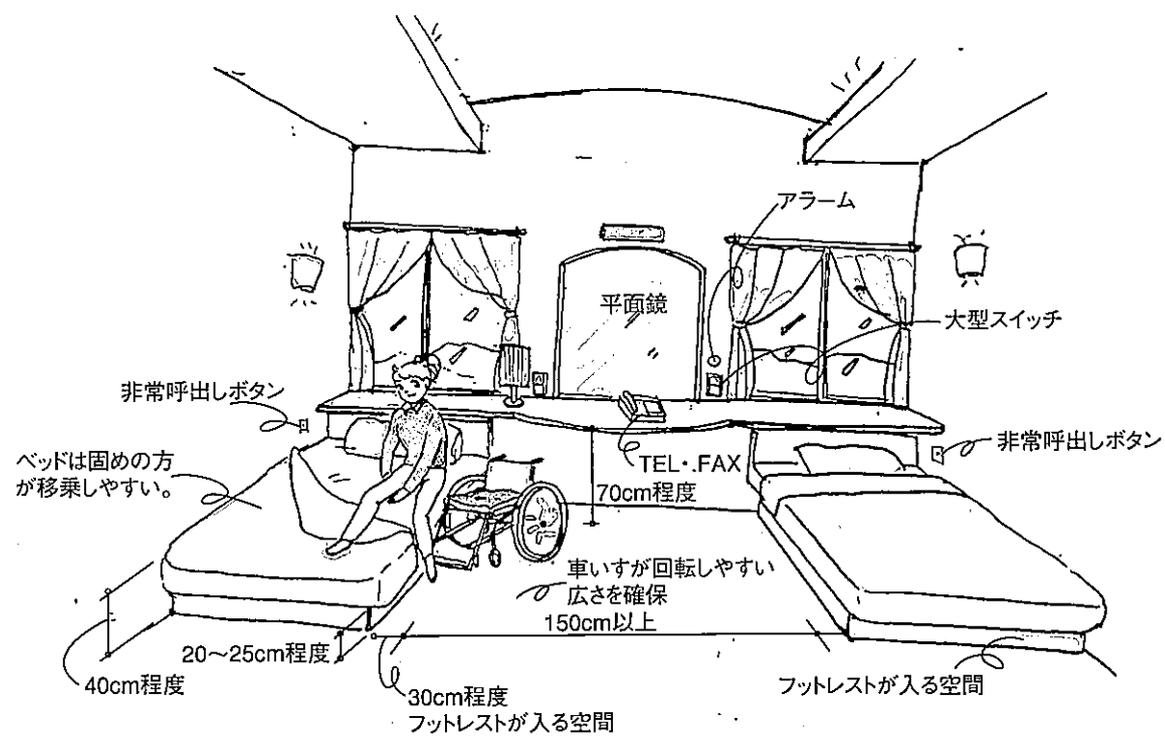
◎戸を設ける場合においては、開閉により当該戸が壁面線を越えない構造とすること。

※注：「開閉により当該戸が壁面線を越えない構造」とは、戸を廊下に対して外開きにする場合は当該戸が廊下に突き出さないよう、戸幅以上の奥行きアルコーブを設ける等の措置を求めている。

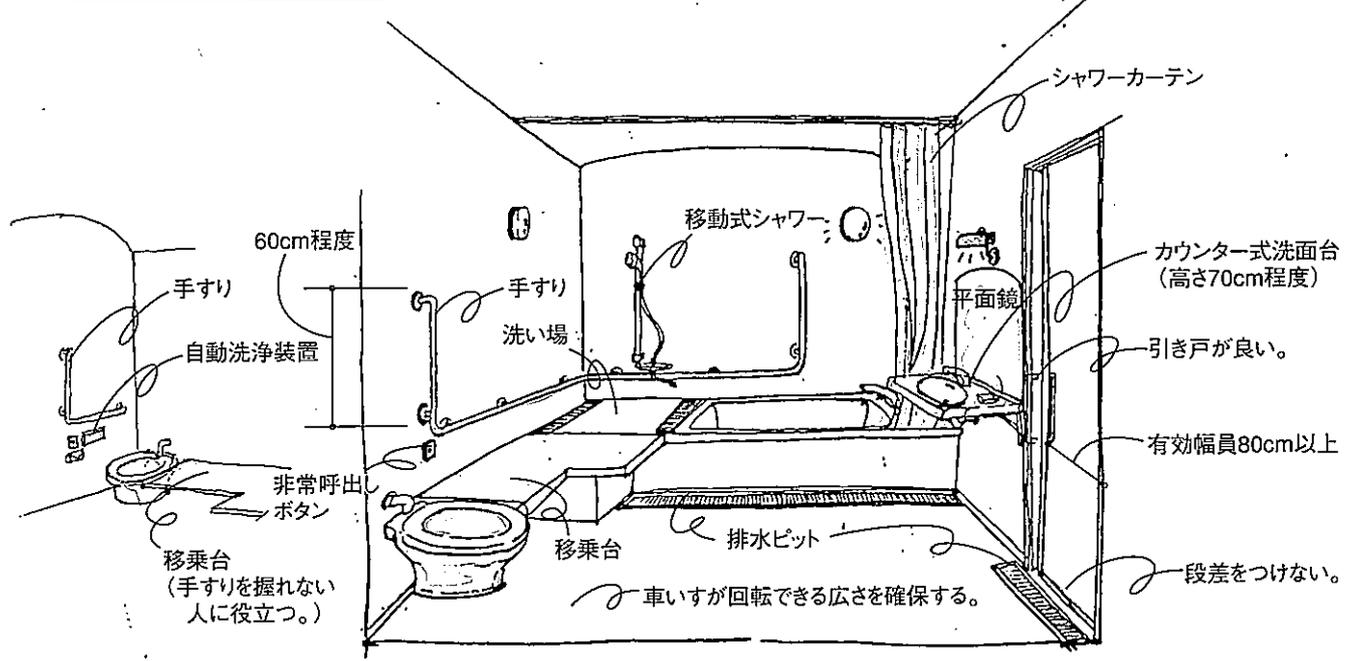
- I 条例の概要
- II 障害者等に配慮すべき事項
- III 整備基準
- IV 関係法令集
- V 資料

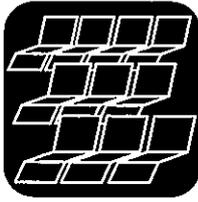
客室例

(※注：このイラストは、必ずしも「整備基準」そのものではなく「より望ましい整備事例」も含まれていますが、これよりも良い施設にすることには何の制限もありません。)



浴室・便所・洗面所の例





I 建築物

III 客席・観覧席

外部出入口 内部出入口 敷地内通路 廊下等 階段 エレベーター 便所 駐車場 更衣室・シャワー等

整備基準

(1) 娯楽施設、集会施設及び体育施設で固定式の客席又は観覧席を有するものについては、次に定める構造の客席又は観覧席を1以上設けること。

※注：客席は着脱式としてもよい。

- ㉞ 車いす使用者用の席の幅を90cm以上、奥行きを140cm以上とすること。

(2) 客席又は観覧席を有する室の出入口から(1)に定める構造の車いす使用者用の席に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。

- ㉞ 幅員は、120cm以上とすること。

※注：通路の幅員120cmは人が横向きになれば車いすとすれ違える幅員である。

- ㉟ 高低差がある場合においては、㉞の(3)の㉞の(ア)から(オ)までに定める構造の傾斜路及び踊場を設けること。

㉞の(3)の㉞の(ア)から(オ)の再掲

(ア) 幅は、内法を120cm（段を併設する場合には、90cm）以上とすること。

(イ) 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16cm以下の場合には、8分の1）を超えないこと。

(ウ) 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。

(エ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(オ) 傾斜路には、手すりを設けること。

推奨事項

◎客席が200席以上の場合は、車いす使用者用の席を3%以上設けること。

◎車いす使用者用の席の幅を90cm以上、奥行きを150cm以上とすること。

◎車いす使用者用の席から舞台等に円滑に到達できる構造とすること。

◎聴覚障害者に配慮した装置を設置すること。

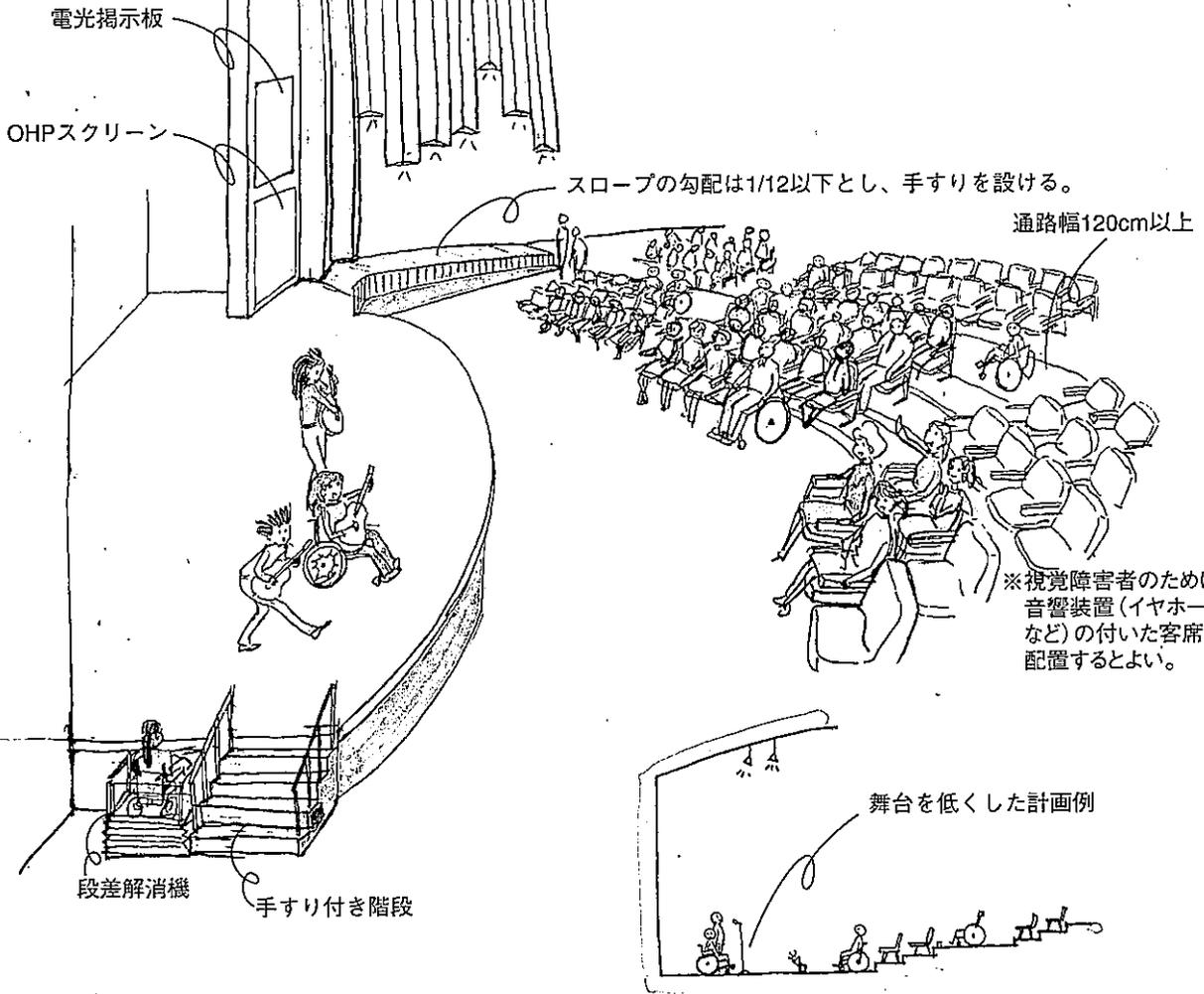
※注：「聴覚障害者に配慮した装置」とは、聴覚者用補聴装置、FM補聴装置等をいう。

◎幅は、内法を150cm（段を併設する場合には、120cm）以上とすること。

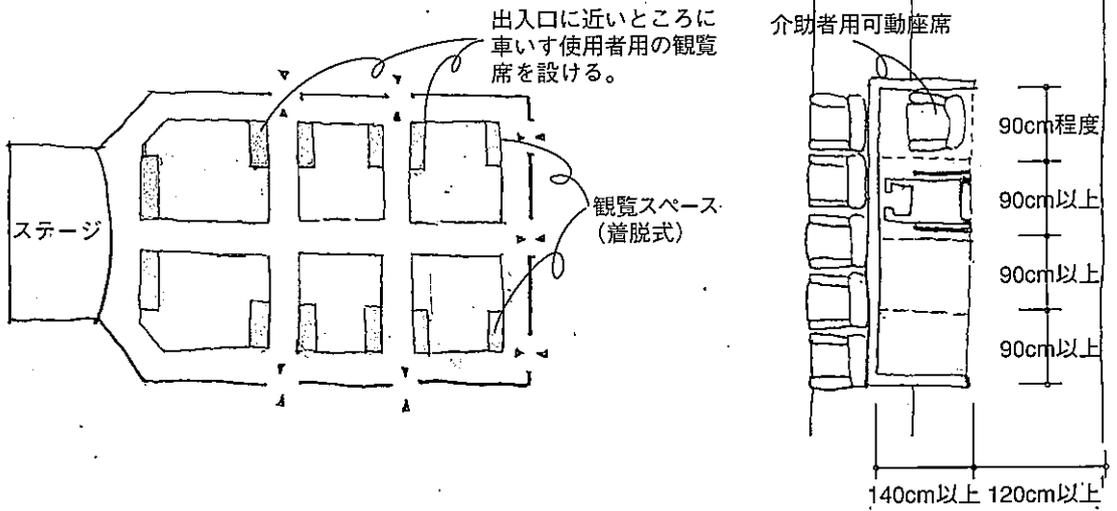
◎勾配は、15分の1を超えないこと。

◎高さが45cmを超える傾斜路にあっては、高さ45cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。

客席



車いす使用者用観覧席配置例





I 建築物

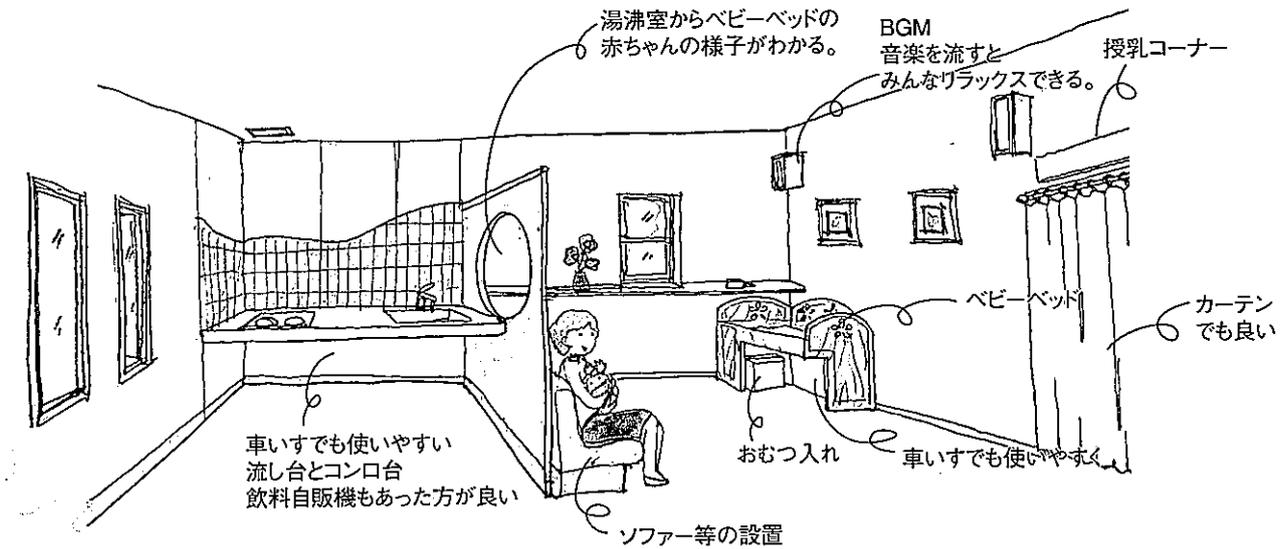
12 授乳場所

外部出入口 内部出入口 敷地内通路 廊下等 階段 エレベーター 便所 駐車場 更衣室・シャワー等

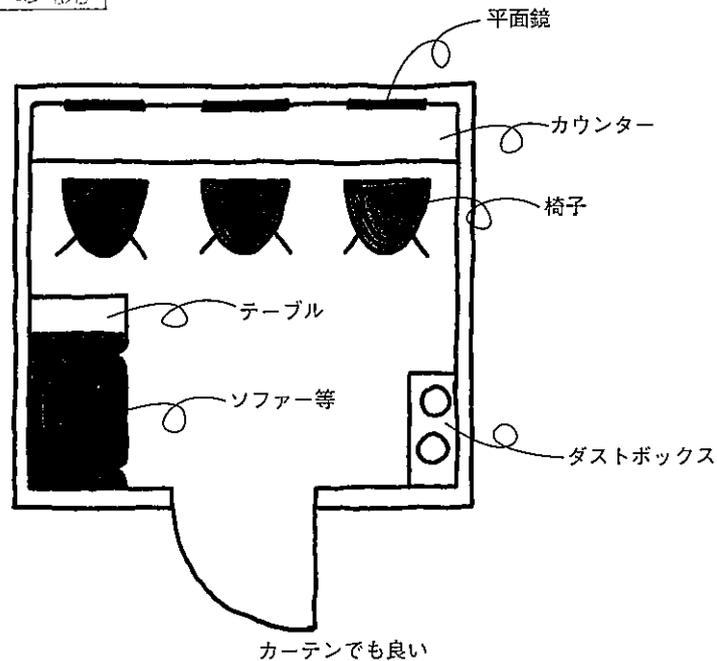
整備基準	推奨事項
<p>〈解説〉 対象施設は、乳児連れの利用者が多いと考えられる施設であり、当該施設には授乳場所の確保が必要である。</p>	
<p>集会施設（固定式の客席又は観覧席を有するものに限る。）、社会福祉施設（児童福祉施設に限る。）及び文化施設にあっては、授乳場所を1以上設け、当該授乳場所にはベビーベッド及びこれに代わる設備を設けること。</p> <p>※注：男女ともに利用できるよう配慮すること。</p>	<p>◎特定生活関連施設（宿泊施設、公衆便所、学校及び共同住宅を除く。）で床面積が2,000㎡以上のものには、次に定める授乳室を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○床面積は9.9㎡以上とすること。 ○ベビーベッド、流し台等の設備を設けること。 <p>※注：「流し台等」とは、給湯器、授乳のためのソファ等と言う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○授乳室の出入口には、その旨を知らせる案内表示を設けること。

ベビールームの例

(※注：このイラストは、必ずしも「整備基準」そのものではなく「より望ましい整備事例」も含んでいますが、これよりも良い施設にすることには何の制限もありません。)



授乳コーナーの例



I 条例の概要

II 高齢者・障害者等に配慮すべき事項

III 整備基準

建築物

道路

公園等

路外駐車場

IV 関係法令集

V 資料



I 建築物

13 案内板

外部出入口 内部出入口 敷地内通路 廊下等 階 段 エレベーター 便 所 駐車場 更衣室・シャワー等

整備基準

医療施設、集会施設、購買施設、文化施設、駅舎等及び官公庁施設で、それぞれの用途面積が2,000㎡以上のものに対しては、次に定める構造の案内板を1以上設けること。

- ㉞ 案内板の高さ、文字の大きさ及び表示は、高齢者、障害者等がわかりやすいものとする。
- ㉟ 点字による表示を行うこと。ただし、㉞の(4)ただし書による措置を行う場合は、この限りでない。

㉞の(4)ただし書の再掲

(4) ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導できる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。

※注：「出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導できる場合」とは、

- ①ホテルの入口に常時勤務している人により誘導が可能
- ②百貨店等で受付が入口にある場合

等が含まれる。

※注：案内板の点字表示の内容は、主に次の事項等を記載する。

- ①エレベーターの乗り場の位置
- ②便所の位置
- ③受付等の位置
- ④階段の位置
- ⑤主たる室の位置
- ⑥出入口の位置
- ⑦階数表示

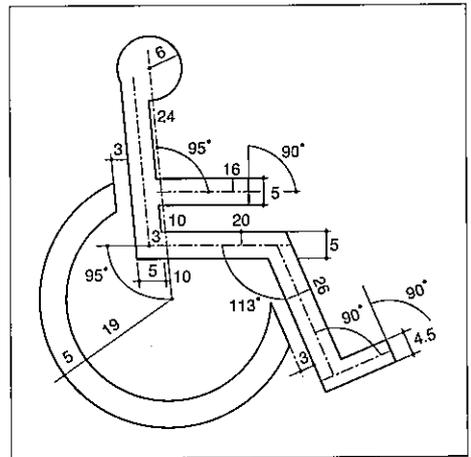
- ㊲ 表示は、必要に応じて外国語によるものを併記すること。

※注：外国語は英語・韓国語・中国語を想定する。

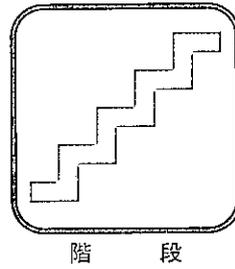
推奨事項

◎受付等において呼び出しを行う施設は、文字による表示装置（電光掲示板等）を設けること。

国際的シンボルマーク



案内誘導サインの提案





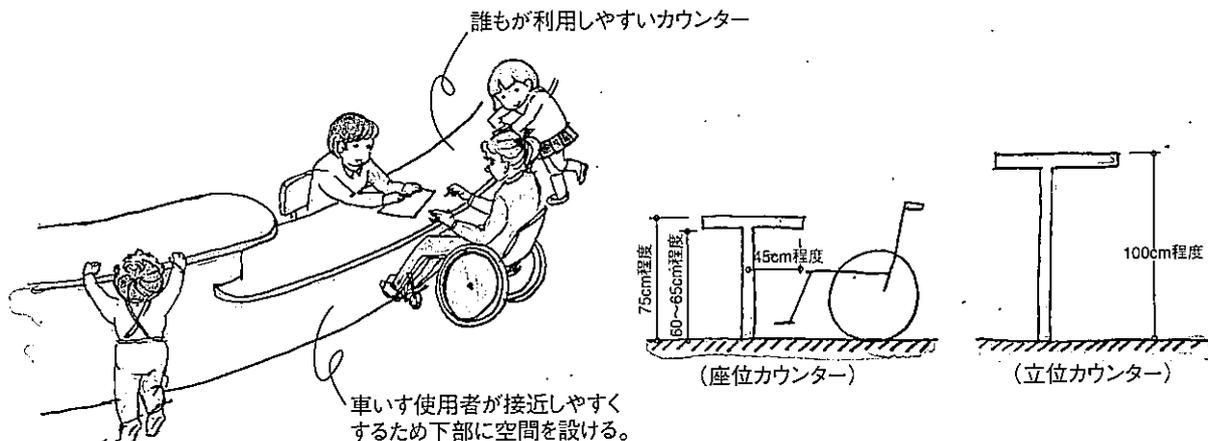
I 建築物

14 諸設備

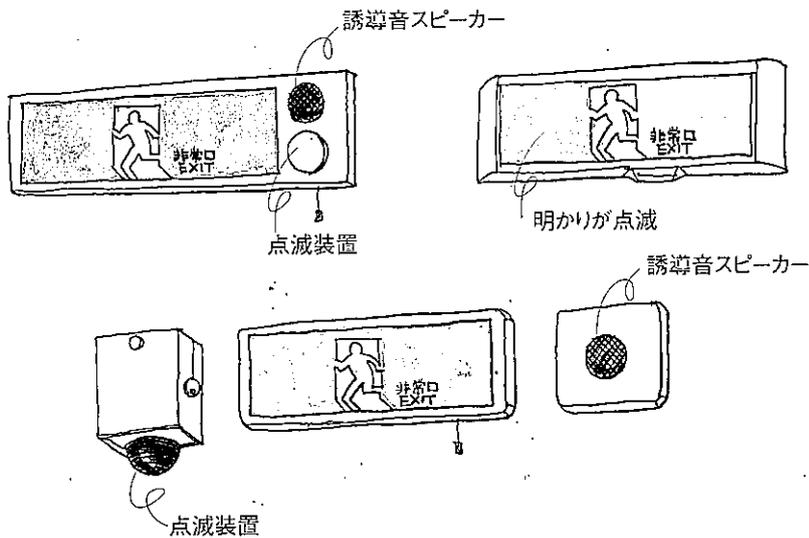
外部出入口 内部出入口 敷地内通路 廊下等 階段 エレベーター 便所 駐車場 更衣室・シャワー等

整備基準	推奨事項
<p>(1) 利用者の用に供する受付カウンター及び記載台を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に利用できるよう、高さ等に配慮した構造の受付カウンター及び記載台をそれぞれ1以上設けること。</p> <p>※注：「車いす使用者が円滑に利用できるよう、高さ等に配慮した構造」とは、天板の高さを75cm程度、下部に車いすのキャスターやひざが入るよう65cm程度の空間を確保した構造をいう。</p> <p>(2) 医療施設、集会施設、宿泊施設及び社会福祉施設にあっては、防火扉くぐり戸の幅は、85cm以上とすること。</p> <p>※注：防火扉くぐり戸の幅85cmは、火災時等の緊急時に車いす使用者が円滑に通過できる最小限の幅員である。</p> <p>(3) 医療施設、集会施設、宿泊施設及び社会福祉施設で、それぞれの用途面積が2,000㎡以上のものに自動火災報知設備を設ける場合においては、聴覚障害者に配慮した点滅式誘導灯を設けること。</p> <p>(4) 娯楽施設、体育施設及び駅舎等に発券機を設ける場合においては、次に定める構造の発券機を1以上設けること。</p> <p>⑦ 金銭投入口及び操作ボタンは、車いす使用者が円滑に利用できるよう、高さ等に配慮した構造とすること。</p> <p>※注：「車いす使用者が円滑に利用できるよう、高さ等に配慮した構造」とは、金銭投入口、操作ボタン、取出口等の高さは45～125cmの間を標準とし、下部にキャスターやひざが入るような構造をいう。</p> <p>⑧ 点字による表示を行うこと。</p>	<p>◎すべての特定生活関連施設には、聴覚障害者に配慮した点滅式誘導灯を設けること。</p>

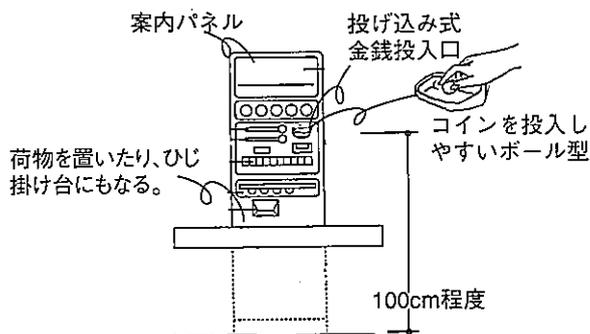
カウンター例



誘導灯の例



券機例



I 条例の概要

II 高齢者・障害者等に配慮すべき事項

III 整備基準

建築物

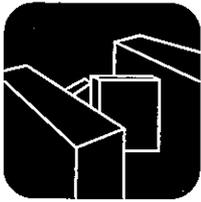
道路

公園等

路外駐車場

IV 関係法令集

V 資料



I 建築物

15 改札口

外部出入口 内部出入口 敷地内通路 廊下等 階段 エレベーター 便所 駐車場 更衣室・シャワー等

整備基準

推奨事項

改札口を設ける場合においては、次に定める構造の改札口を1以上設けること。

- ⑦ 幅は、^{うちわり}内法を90cm以上とすること。
- ⑧ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

I 条例の概要

II 高齢者・障害者等に配慮すべき事項

III 整備基準

建築物

道路

公園等

路外駐車場

IV 関係法令集

V 資料

改札口の例

